# 黒潮町障がい福祉計画

平成 19 年 3 月 黒 潮 町

#### 「障がい」の表記について

今日、ノーマライゼーション(住み慣れた地域で障がいのある方もない方も、社会の中で共に生活ができる社会のあり方)の社会を目指していくうえでの課題の1つに、「障がい者」に対する差別や偏見をなくしていこうとする、「心のバリアフリー」が挙げられます。

黒潮町における「障がい」という表記は、心のバリアフリーに関する取り組みの 1 つで、今後、町では一定のルールのもとでひらがなを用いることとします。

一般的に、これまでの「障害」の"害"の字には「悪くすること」「わざわい」などの否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気・事故などに起因するものであることから、"害"を用いることは人権尊重の観点からも好ましくはないものと考えられます。このような理由から、町は率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることとしました。

#### 【「害」の字における表記のルール】

- ・「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられる場合は、「害」を「がい」 と表記します。
  - (例) 単語=「障がい」、「障がいのある方」など 熟語=「障がい者」、「障がい児」など
- ・国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、あるいは法人、 団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。
  - (例) 法令・制度=身体障害者手帳、特別障害者手当など 固有名詞=国立身体障害者リハビリテーションセンターなど

## 目 次

	邶 計画の背景	
第 1	章 計画の策定にあたって	1
1	計画の趣旨	1
2	社会制度の変化	
3	障害者自立支援法のポイント	
4	計画の性格	
5	計画の期間	
6	計画の策定方法	7
第 2	2章 障がい者をとりまく現状	8
1	人口	
2	障がい者(児)の状況	9
3	支援費等サービスの利用状況	
4	精神障がい者の状況	24
5	特定疾患医療受給者の状況	25
6	就労の状況	26
7	就学の状況	
8	人的資源の状況	28
第川部	邪 障がい者計画	29
	· ··· I 章 計画の基本的方向	
ייה א 1	「手」に回りを作りがら 理念	
2	塩心	
3	基本目標	
4	盛から 施策の体系	
第 2		
基	本目標1  健康づくりと障がいの発生予防	
基	本目標 2 障がい者の自立と社会参加の実現	40
基	本目標3 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進	44
基	本目標 4 地域における支援体制の整備	47
	w 障がい福祉計画	
1	平成 23 年度の目標値の設定	
2	障がい福祉サービスの見込み量と見込み量確保の方策	52
	耶 計画の推進	
	計画の進捗状況の管理・評価	
	サービスを利用しやすい環境づくり	
3	関係機関・団体との連携	60
付録	<b>省料編</b>	61

# 第 | 部 計 画 の 背 景

### 第1章 計画の策定にあたって

#### 1 計画の趣旨

近年、高齢社会の進展とともに障がい者の人口も増加傾向にあり、障がいの重度・重複化が進んでいます。また、家族関係や地域社会が大きく変化し、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障がい者の地域での自立した生活を支援することがこれまで以上に重要となっています。

国においては、幅広い施策分野について総合的・横断的に取り込んだ平成7 (1995) 年から 14 (2002) 年までの「障害者プラン~ノーマライゼーション\*17か年戦略~」を展開し、平成 14 (2002) 年には、それに続く新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)」も策定されており、地方自治体においても同様に、障がい者施策に対する総合的な取り組みが求められてきました。

平成 15 (2003) 年には支援費制度が導入され、行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が、自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと転換されました。

高知県においては、平成5 (1993) 年 12 月に「高知県障害者福祉に関する新長期計画」を策定して障がい者施策に取り組んできました。しかし前述の新しい変化に対応するため、「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、理解し、助け合いながら自己実現をすることができる「共生社会」を目標に掲げた「高知県障害者計画」を平成 16 (2004) 年に策定しました。

こうした流れの中で、合併前の旧2町でも、平成12 (2000) 年に「佐賀町障害(児)者福祉計画」、平成14 (2002) 年に「大方町障害児・者福祉計画」をそれぞれ策定し、ともに「ノーマライゼーション」を基本理念とした障がい者保健福祉施策の推進に取り組んできました。

しかしながら、近年では障がい者保健福祉施策に関して様々な問題点も浮かび上がってきています。従来は、障がいの種別ごとに異なる法律に基づいて、サービスが提供されており、利用しづらい体系になっているほか、地方自治体によってはサービスの提供体制が不十分であり、必要とする人々にサービスが行き届いていない状況が見受けられました。また、増加し続けるサービス利用に対して、国と地方自治体では、支援費制度の費用負担の規定に則って、財源を確保してゆくことが困難であることが明らかになってきました。

こうした制度上の課題を解決し、障がいのある人々が利用できるサービスの一層の充実と多様 化を図るために、平成18(2006)年4月から、障害者自立支援法が施行されることになりました。

本町では、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれており、これまで以上に経営的視点を取り入れて運営することができる行財政体質の確立が必要です。他方、福祉ニーズは個別化、多様化が進んでおり、満足度の高いサービスの提供が求められています。このため、時代の変化やニーズに的確に対応して、限られた資源を障がいのある人が必要とするサービスを効果的かつ効率的支援へと重点化するなど創意工夫を図る必要があります。

これらを踏まえ、本町は、障害者基本法に基づいた「黒潮町障がい者計画」と、障害者自立支援法に基づいた「黒潮町障がい福祉計画」を一体的に策定することとします。

#### 2 社会制度の変化

#### (1) バリアフリー\*2から、ユニバーサルデザイン\*3へ

平成6 (1994) 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (ハートビル法)」が施行されたのに続き、平成12 (2000) 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (交通バリアフリー法)」が施行され、福祉のまちづくりを推進する法制面の整備が急速に進んできました。

近年では、「ユニバーサルデザイン」という考え方が提唱され、すべての人々が利用しやすい ものづくりや生活しやすいまちづくりが目指されています。

#### (2) 精神障がい者保健福祉サービスの充実に向けて

平成11 (1999) 年「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が一部改正され、精神障害者 通院医療費公費負担制度及び精神障害者保健福祉手帳の申請窓口、社会復帰施設等の利用相談、 助言、あっせん及び調整等の業務が平成14 (2002) 年度から市町村へ移譲されました。

さらに、精神障害者居宅生活支援事業が法定化され、市町村において精神障がい者に対する保 健福祉サービスの充実が目指されています。

#### (3) 介護保険制度の導入

平成 12 (2000) 年度より介護保険制度が開始され、65 歳以上の障がいのある人に対する在宅 介護サービスについては、介護保険から給付を受けることが基本となりました。

ただし、介護保険に含まれないサービスに関しては、障がい者福祉の分野で対応することになっています。

#### (4) 社会福祉基礎構造改革の進展

「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が平成12(2000)年6月に成立しました。これに伴い、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法等においても改正が行われ、①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、②サービスの質の向上、③社会福祉事業の充実と活性化、④地域福祉の推進の4点が今後の福祉施策推進における重要な課題となりました。

また、身体障害者生活訓練等事業・知的障害者デイサービス事業等9事業が新たに法定化され、 市町村事務範囲の拡大などが進められることとなりました。

#### (5) 支援費制度の導入

平成15 (2003) 年度から社会福祉基礎構造改革の一環として、身体障がい者、知的障がい者及び障がい児の福祉サービスの一部は、従来の措置制度から支援費制度へと移行しました。

支援費制度は、障がいのある人がサービスを提供する事業者と対等な関係に立って、自分に最 もふさわしいサービスを自ら選択し、契約によりサービスを利用するしくみです。

#### (6) 発達障害者支援法の成立

平成 16 (2004) 年 12 月に発達障害者支援法が成立し、発達障がい者(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの)の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障がいの症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが目指されることになりました。

#### (7) 障害者自立支援法の成立

平成17(2005)年11月に障害者自立支援法が成立しました。

この法律では、①これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で市町村が一元的に提供するしくみとなること② 障がい者が持てる能力を発揮し「働ける社会」を目指すこと③全国どこにいても公平なサービス利用のための手続きや基準を透明化、明確化すること④増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合うしくみを強化することなどがポイントとしてあげられています。

障害者自立支援法は平成 18 (2006) 年4月1日から施行され、10 月1日から法律に基づく具体的なサービスの提供が実施されることになりました。

#### 3 障害者自立支援法のポイント

#### (1) 障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法のポイントは、①障がい者施策を一元化、②利用者本位のサービス体系に再編、③就労支援の抜本的強化、④支給決定の透明化・明確化、⑤安定的な財源の確保の5点に整理されます。

#### 法律による改革 障がい者施策を3障がい一元化 法施行前 ・3障がいの制度格差を解消し精神障がい者 ・ 3 障がい (身体・知的・精神) 各々の制度体 を対象に 系(精神障がい者は支援費制度の対象外) ・町に実施主体を一元化し、県はこれをバッ ・実施主体は県・町に二分化 クアップ 利用者本位のサービス体系に再編 法施行前 ・33 種類に分かれた施設体系を6つの事業 ・障がい者種別ごとに複雑な施設・事業体系 に再編 ・入所期間の長期化等により、本来の施設目 ・あわせて、「地域生活支援事業」「就労支援」 的と利用者の実態が乖離 のための事業や重度の障がい者を対象と したサービスを創設。 規制緩和を進め既存の社会資源を活用 就労支援の抜本的強化 法施行前 ・新たな就労支援事業を創設 ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所 ・雇用施策との連携を強化 ・就労を理由とする施設退所者はわずか1% 支給決定の透明化、明確化 法施行前 ・支援の必要度に関する客観的な尺度 ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判 (障害程度区分)を導入 定する客観的基準がない) ・審査会の意見聴取など支給決定プロセスを ・支給決定のプロセスが不透明 透明化 安定的な財源の確保 法施行前 ・国の費用負担の責任を強化 ・新規利用者は急増する見込み (費用の 1/2 を負担) ・不確実な国の費用負担のしくみ ・利用者も応分の費用を負担し、皆で支える

しくみに

支援費制度の財政的行き詰まり等、障がい者保健福祉政策上の様々な課題を踏まえ、新たなし くみのもと障がい者の自立を支援するため、平成 17(2005)年 11 月 7 日に「障害者自立支援法」 が成立しました。この障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系は下図のとおりであり、市 町村が主体となって、障がい者の自立支援に必要な介護サービスや、就労支援、地域生活移行に 関わるサービスを、一元的に提供するしくみとなっています。

障がい福祉計画は、こうした障がい福祉サービス等の確保を目的とした実施計画といえます。

#### 黒潮町

#### 介護給付

- ●居宅介護(ホームヘルプ)
- ●重度訪問介護
- ●行動援護
- ●重度障害者等包括支援
- ●児童デイサービス
- ●短期入所(ショートステイ)
- ●療養介護
- ●生活介護
- ●施設入所支援
- ●共同生活介護(ケアホーム)

#### 自立支援給付

#### 訓練等給付

- ●自立訓練
- ●就労移行支援 ●就労継続支援
- ●共同生活援助 (グループホーム)

#### 自立支援医療

- ●更生医療
- ●育成医療※
- ●精神通院医療※ ※実施主体は都道府県等

#### 補装具

- ●相談支援
- ●成年後見制度利用支援
- ●コミュニケーション支援
- ●日常生活用具給付
- ●移動支援
- ●地域活動支援センター
- ●訪問入浴サービス
- ●更生訓練費給付
- ●生活支援
- ●日中一時支援
- ●生活サポート
- ●社会参加促進

#### 地域生活支援事業

●経過的精神障害者地域生活支援 ヤンター

#### 支援

- ●専門性の高い相談支援
- ●広域的な対応が必要な事業
- ●人材育成 等

#### 高知県

#### 自立支援給付

自立支援給付は大きく①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の4つに分かれ ます。受けたサービス量に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし所得に応じて一 定の負担上限が設定されます。

#### ◆介護給付·訓練等給付

平成 18 年 10 月 (一部平成 18 年 4 月より実施) より、新サービスが実施されています。それに 伴い、障がいの種別ごとに複雑に組み合わされていた施設・事業体系は「介護給付」にあたる居 宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、 短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護(ケアホーム) と「訓練等給付」にあたる自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホ -ム)の2種類の体系に再編されます。

#### ◆自立支援医療

これまでの公費負担医療制度は障がいの種別ごとにわけられていましたが、平成 18 年 4 月よ り更生医療、育成医療、精神通院医療が統合され自立支援医療となりました。

現行の補装具給付制度と日常生活用具給付事業は、自立支援給付に位置づけられた個別給付で ある補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されます。

#### 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」 は、障害者自立支援法第 77 条において黒潮町が実 施主体となる法定化され た事業です。また、地域生 活支援事業は、地域での生 活を支えるさまざまな事 業を地域の実情に応じて 高知県と連携しながら実 施します。

「相談支援事業」「コミ ュニケーション支援事業」 「日常生活用具給付事業」 「移動支援事業」「地域活 動支援センター事業」は必 須事業です。また、地域の 実情に応じて日中一時支 援事業などその他の任意 事業を実施します。

#### 4 計画の性格

黒潮町障がい者計画は、障害者基本法第7条の2第3項に定める障害者計画であり、障がい者 施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、 今後の障がい者施策推進のための指針(基本計画)となるものです。

黒潮町障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条において策定を定められており、国の基本 方針に沿って、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する 計画をするものです。

「障がい福祉計画」は「障がい者計画」の中のサービス基盤整備計画の一部として位置付けます。

#### 【「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の性格】

#### 障がい者計画

- 〇障害者基本法(第7条の2第3項)に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 〇計画期間:中長期(概ね5~10年程度)
- ○多分野にわたる計画(広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など)

#### 障がい福祉計画

- 〇障害者自立支援法(第88条)に基づく、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 〇計画期間:3年を1期とする
  - ※第1期計画は、平成 18 年度中に、平成 20 年度までを計画期間として策定
- 〇各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方 策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

#### 計画における障がい者の概念

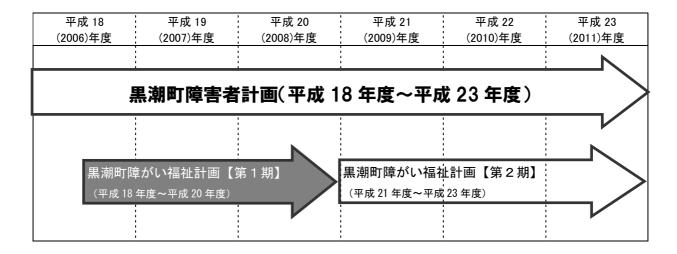
- ・「障がい者」とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、または精神障害があるため、 継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」をいいます。
- ・「難病患者」とは、障害者基本法第 23 条に規定する「難病等に起因する障害があるため継続的に日常 生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」をいいます。
- ・「発達障がい」とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性 発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。

#### 5 計画の期間

「黒潮町障がい者計画」は、長期的な視点に基づき推進していくため、平成 18 (2006) 年度から平成 23 (2011) 年度までの 6 年間の計画とします。

「黒潮町障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に基づき、平成 18 年 10 月から平成 20 年度までの 2 年 6 ヶ月間を第 1 期とし、平成 20 年度に必要な見直しを行い平成 21 年度から 3 年間の第 2 期の計画を定めます。

なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しをするものとします。



#### 6 計画の策定方法

本計画は、地域の障がい者やその家族、障がい福祉サービス事業所、関係団体代表者等の意見を反映するため、「黒潮町障がい者計画策定委員会」を設置して、障がい者施策の総合的かつ効果的な実施について、検討を行い策定しました。

## 第2章 障がい者をとりまく現状

#### 1 人口

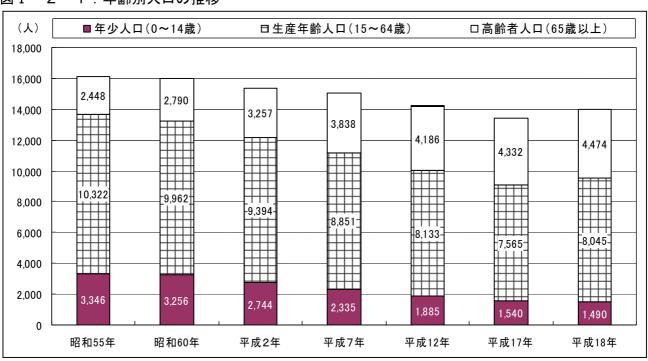
平成 18 年の年齢構成は、年少(0~14 歳)人口が 1,490 人(全体の 10.6%)、高齢者(65 歳以上)人口が 4,474人(全体の 31.9%)で、平成 17 年の国勢調査を受けた高知県平均(年少人口比=12.9%、高齢者人口比=25.9%)や全国平均(年少人口比=13.6%、高齢者人口比=21.0%)と比較すると、より少子高齢化が進んでいます。

表 I - 2 - 1:年齢別人口の推移

(人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
総人口	16, 116	16, 009	15, 395	15, 024	14, 208	13, 437	14, 009
年少人口 (0~14歳)	3, 346	3, 256	2, 744	2, 335	1, 885	1, 540	1, 490
生産年齢人口 (15~64歳)	10, 322	9, 962	9, 394	8, 851	8, 133	7, 565	8, 045
高齢者人口 (65歳以上)	2, 448	2, 790	3, 257	3, 838	4, 186	4, 332	4, 474
年齢不詳	_	1	_	_	4	_	_

#### 図 I - 2 - 1:年齢別人口の推移



資料: 国勢調査 ただし平成 18 年は住民基本台帳人口(各年 10 月 1 日) ※昭和 55 年~平成 17 年は旧大方町・旧佐賀町の合算 ※図中は年齢不詳を除く

#### 2 障がい者(児)の状況

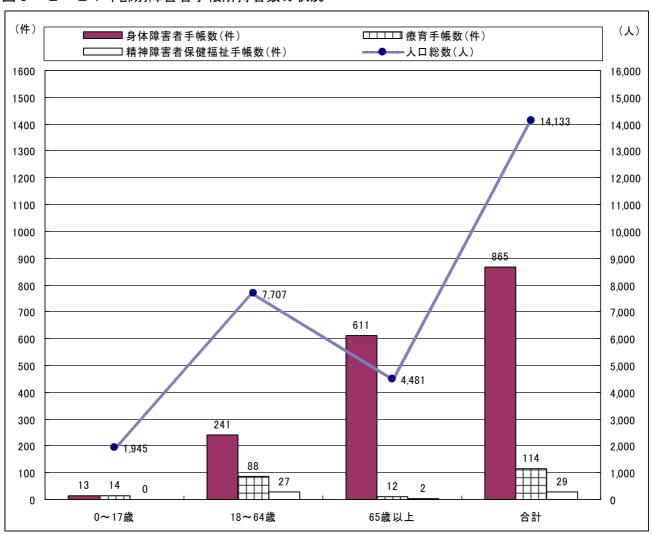
平成 18 年 3 月 31 日現在の本町における 3 障がいの手帳所持者数は、身体障害者手帳 865 人、療育手帳 114 人、精神障害者保健福祉手帳 29 人となっています。

障がい別の傾向は、身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、療育手帳所持者数及び 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、微増の傾向にあります。

表I-2-2:年齢別障害者手帳所持者数の状況

		0~17歳	18~64歳	65歳以上	合計
人口総数	(人)	1, 945	7, 707	4, 481	14, 133
身体障害者手帳数	(件)	13	241	611	865
療育手帳数	(件)	14	88	12	114
精神障害者保健福祉手帳数	(件)	0	27	2	29

図 I - 2 - 2:年齢別障害者手帳所持者数の状況

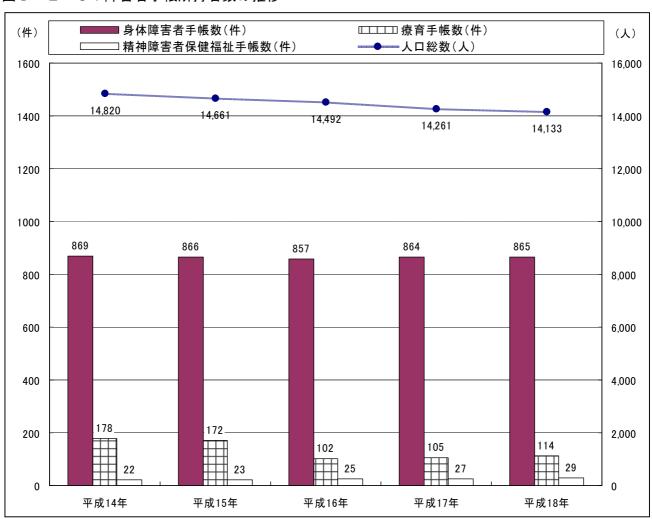


資料:健康福祉課及び幡多福祉保健所(平成18年3月31日現在)

表 I - 2 - 3: 障害者手帳所持者数の推移

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
人口総数()	人)	14, 820	14, 661	14, 492	14, 261	14, 133
身体障害者手帳数(作	件)	869	866	857	864	865
療育手帳数(作	件)	178	172	102	105	114
精神障害者保健福祉手帳数(何	件)	22	23	25	27	29

図 I - 2 - 3:障害者手帳所持者数の推移



資料:健康福祉課 ただし人口総数は住民基本台帳人口(各年3月31日現在) ※平成14年~平成17年は旧大方町・旧佐賀町の合算

#### (1) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいの状況ですが、人口に対する割合は微増の傾向にあります。また、年齢別にみると、65歳以上の高齢者が手帳所持者数の約7割を占めており、人口に対する割合も13%を越える状況となっています。

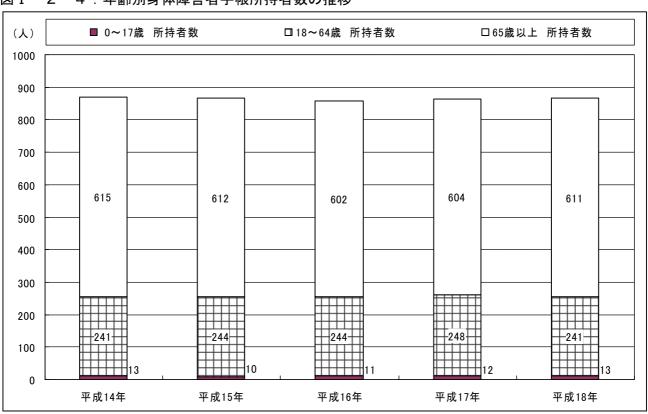
表 I - 2 - 4:年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
0~17歳	所持者数/人口	13/2, 306 (0. 6%)	10/2, 227 (0. 4%)	11/2, 133 (0. 5%)	12/2, 027 (0. 6%)	13/1, 945 (0. 7%)
18~64歳	所持者数/人口	241/8, 148 (3. 0%)	244/8, 019 (3. 0%)	244/7, 932 (3. 1%)	248/7, 807 (3. 2%)	241/7, 707 (3. 1%)
65歳以上	所持者数/人口	615/4, 366 (14. 1%)	612/4, 415 (13. 9%)	602/4, 427 (13. 6%)	604/4, 427 (13. 6%)	611/4, 481 (13. 6%)
合 計	所持者数/人口	869/14, 820 (5. 9%)	866/14, 661 (5. 9%)	857/14, 492 (5. 9%)	864/14, 261 (6. 1%)	865/14, 133 (6. 1%)

※(%)は年齢階層別人口に対する割合

図I-2-4:年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



資料:健康福祉課(各年3月31日現在) ※平成14年~平成17年は旧大方町・旧佐賀町の合算

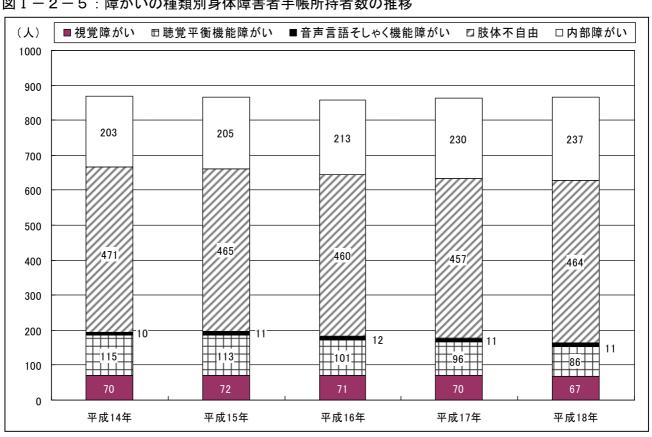
種類別では、視覚障がい、聴覚平衡機能障がいは減少傾向にあり、音声言語そしゃく機能障が い、肢体不自由はほぼ横ばい状態が続いていますが、内部障がいは増加傾向にあります。

表 I - 2 - 5: 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
視覚障がい	70	72	71	70	67
聴覚平衡機能障がい	115	113	101	96	86
音声言語そしゃく機能障がい	10	11	12	11	11
肢体不自由	471	465	460	457	464
内部障がい	203	205	213	230	237
計	869	866	857	864	865

図 I - 2 - 5: 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



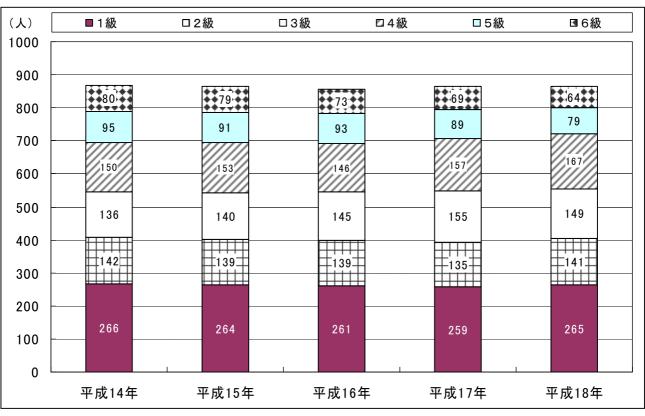
資料:健康福祉課(各年3月31日現在) ※平成 14 年~平成 17 年は旧大方町・旧佐賀町の合算 等級別では、重度 $(1 \cdot 2 \otimes 2)$ は小さい幅の増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、中度 $(3 \cdot 4 \otimes 3)$ も増加傾向にあり、軽度 $(5 \cdot 6 \otimes 3)$ は減少傾向にありますので、全体としては重度化の傾向となっています。

表 I - 2 - 6:障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
1級	266	264	261	259	265
2級	142	139	139	135	141
3 級	136	140	145	155	149
4級	150	153	146	157	167
5級	95	91	93	89	79
6級	80	79	73	69	64
計	869	866	857	864	865

図 I - 2 - 6: 障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移

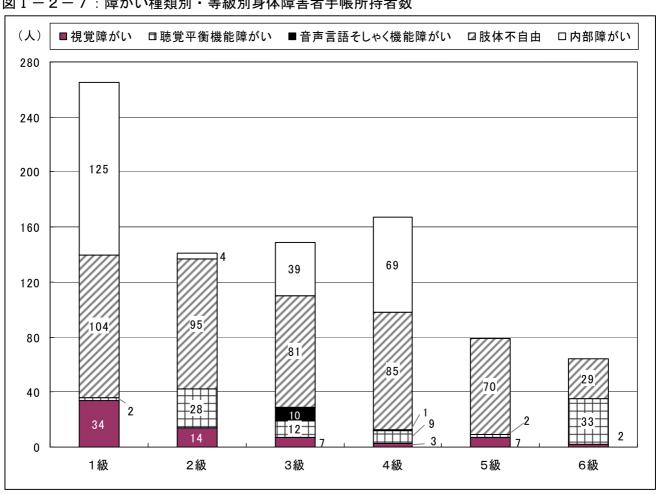


資料:健康福祉課(各年3月31日現在) ※平成14年~平成17年は旧大方町・旧佐賀町の合算

表 I - 2 - 7: 障がい種類別・等級別身体障害者手帳所持者数

聴覚平衡機能 | 音声言語そしゃ 視覚障がい 肢体不自由 内部障がい 計 障がい く機能障がい 1級 2級 3級 4級 5級 6級 計 

図 I - 2 - 7: 障がい種類別・等級別身体障害者手帳所持者数



資料:健康福祉課(平成18年3月31日現在)

(人)

#### (2) 知的障がい者

療育手帳所持者数を平成16年以降の年齢別にみると、0~17歳、18~64歳の区分では増加傾向 にあり、65歳以上の区分では減少傾向にあります。また、人口に対する割合は、0~17歳は微増 ですが全体としてはほぼ横ばいの状況にあります。

等級別では、A2の方を除いて増加傾向にあります。

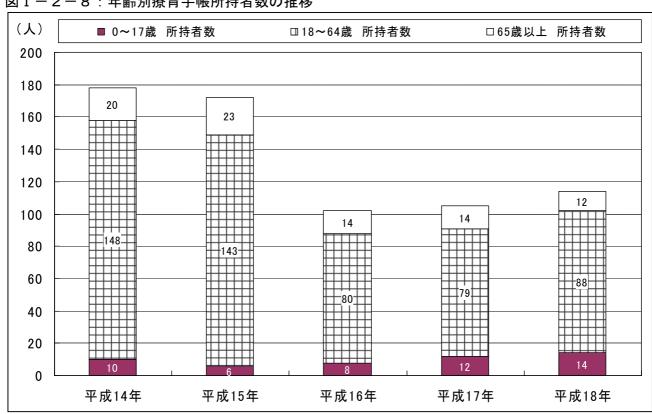
表 I - 2 - 8:年齢別療育手帳所持者数の推移

(人)

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
0~17歳	所持者数/人口	10/2, 306 (0. 4%)	6/2, 227 (0. 3%)	8/2, 133 (0. 4%)	12/2, 027 (0. 6%)	14/1, 945 (0. 7%)
18~64歳	所持者数/人口	148/8148 (1. 8%)	143/8019 (1.8%)	80/7932 (1. 0%)	79/7807 (1. 0%)	88/7707 (1. 1%)
65歳以上	所持者数/人口	20/4, 366 (0. 5%)	23/4, 415 (0. 5%)	14/4, 427 (0. 3%)	14/4, 427 (0. 3%)	12/4, 481 (0. 3%)
合 計	所持者数/人口	178/14, 820 (1. 2%)	172/14, 661 (1. 2%)	102/14, 492 (0. 7%)	105/14, 261 (0. 7%)	114/14, 133 (0. 8%)

※(%)は年齢階層別人口に対する割合

図I-2-8:年齢別療育手帳所持者数の推移

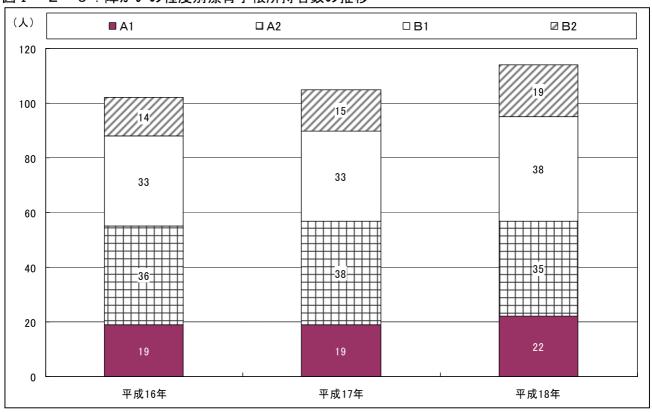


資料:健康福祉課(各年3月31日現在) ※平成14年~平成17年は旧大方町・旧佐賀町の合算

(人)

	平成16年	平成17年	平成18年
A 1	19	19	22
A 2	36	38	35
B 1	33	33	38
B 2	14	15	19
手帳所持者合計	102	105	114

図 I - 2 - 9: 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移



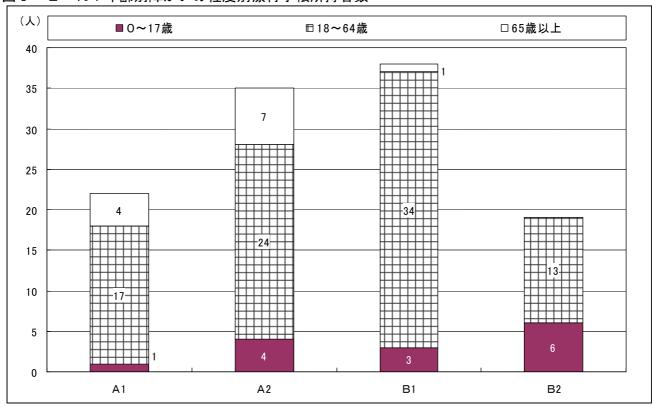
資料:健康福祉課(各年3月31日現在) ※平成16年・平成17年は旧大方町・旧佐賀町の合算

表 I - 2-10:年齢別障がいの程度別療育手帳所持者数

(人)

	総数	O~17歳	18~64歳	65歳以上
A 1	22	1	17	4
A 2	35	4	24	7
B 1	38	3	34	1
B 2	19	6	13	0
手帳所持者合計	114	14	88	12

図 I - 2-10:年齢別障がいの程度別療育手帳所持者数



資料:健康福祉課(平成18年3月31日現在)

#### (3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、特に18~64歳の年齢区分が増加しており、その他の年齢区分は横ばいのため、全体的に緩やかな増加傾向にあります。

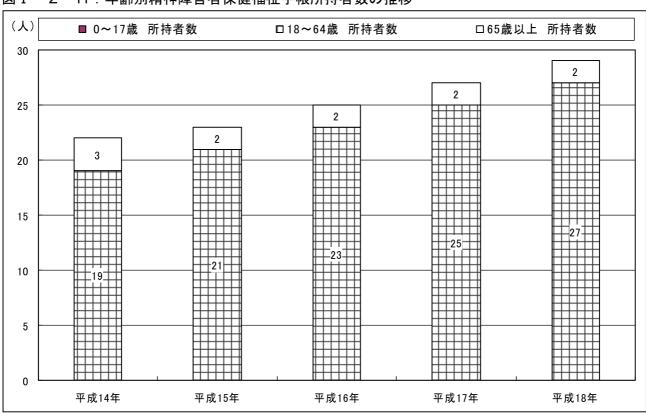
表 I - 2-11:年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
0~17歳 所持者数/人口	0/2, 306 (0%)	0/2, 227 (0%)	0/2, 133 (0%)	0/2, 027 (0%)	0/1, 945 (0%)
18~64歳 所持者数/人口	19/8, 148	21/8, 019	23/7, 932	25/7, 807	27/7, 707
	(0. 2%)	(0. 3%)	(0. 3%)	(0. 3%)	(0. 4%)
65歳以上 所持者数/人口	3/4, 366	2/4, 415	2/4, 427	2/4, 427	2/4, 481
	(0. 1%)	(0. 0%)	(0. 0%)	(0. 0%)	(0. 0%)
合 計 所持者数/人口	22/14, 820	23/14, 661	25/14, 492	27/14, 261	29/14, 133
	(0. 1%)	(0. 2%)	(0. 2%)	(0. 2%)	(0. 2%)

※(%)は年齢階層別人口に対する割合

図 I - 2-11:年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



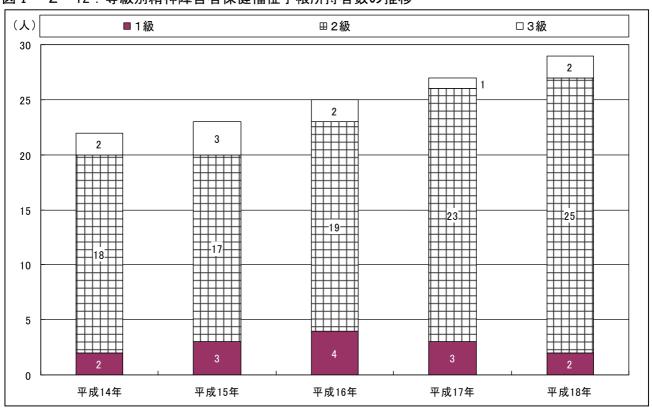
資料:健康福祉課(各年3月31日現在) ※平成14年~平成16年は旧大方町・旧佐賀町の合算 精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が増加しています。

表 I - 2-12: 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
1 級	2	3	4	3	2
2級	18	17	19	23	25
3級	2	3	2	1	2
手帳所持者合計	22	23	25	27	29

図 I - 2-12: 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

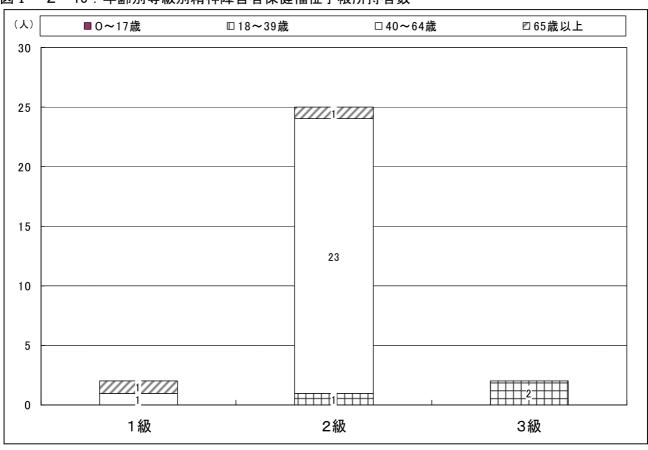


資料:健康福祉課(各年3月31日現在) ※平成14年~平成16年は旧大方町・旧佐賀町の合算

表 I - 2-13:年齡別等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

65歳以上 18~39歳 40~64歳 総数 0~17歳 2 0 0 1 1 1級 25 0 1 23 2級 1 2 0 2 0 0 3級 手帳所持者合計 29 0 3 24 2

図 I - 2-13:年齡別等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料:健康福祉課(平成18年3月31日現在)

(人)

### 3 支援費等サービスの利用状況

#### (1) 支援費等サービス実績

表 I - 2-14: 居宅生活支援費

		平成1	5年度	平成1	6年度	平成1	7年度
		実人数(人)	利用量(時間)	実人数 (人)	利用量(時間)	実人数 (人)	利用量(時間)
身体	障害者居宅介護等事業						
	身体介護	4	434. 5	4	468. 5	4	414. 0
	家事援助	3	660. 0	4	380. 0	5	331. 5
	移動介護	_	_	_	_	_	_
知的	障害者居宅介護等事業						
	身体介護	_	_	_	_	1	98. 0
	家事援助	1	147. 0	1	74. 0	1	104. 5
	移動介護	_	_	_	_	_	_
児童	居宅介護等事業						
	身体介護	_	_	_	_	_	_
	家事援助	_	_	_	_	_	_
	移動介護	_	_	_	_	_	_

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	実人数 (人)	利用量(日)	実人数 (人)	利用量(日)	実人数 (人)	利用量(日)
身体障害者デイサービス事業	2	223. 0	4	323. 0	3	276. 0
知的障害者デイサービス事業	_	_	_	-	_	_
児童デイサービス事業		-	_	l	_	_
身体障害者短期入所事業	2	88. 0	3	87. 0	1	64. 0
知的障害者短期入所事業	8	93. 0	6	75. 0	5	88. 5
児童短期入所事業			_	1	3	20.0
知的障害者地域生活援助事業 (知的障害者グループホーム)	4	1	5	1	5	_

表 I - 2-15: 施設訓練等支援費

区分		支給決定者実人数				
		平成15年度	平成16年度	平成17年度		
指定身体障害者	入所	_	_	_		
更生施設	通所	I	l	_		
指定身体障害者	入所	7	7	7		
療護施設	通所	1	1	1		
指定身体障害者	入所	3	3	3		
授産施設	通所	1	1	1		
指定知的障害者	入所	16	16	15		
更生施設	通所	5	7	7		
指定知的障害者	入所	11	10	9		
授産施設	通所	5	6	6		
指定知的障害者通勤寮		5	3	3		

表 I - 2-16:精神障害者福祉サービス

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	実人数(人)	利用量(時間)	実人数(人)	利用量(時間)	実人数(人)	利用量(時間)
精神障害者居宅介護等事業 (精神障害者ホームヘルプ)	0	0	0	0	0	0
精神障害者地域生活援助事業 (精神障害者グループホーム)	0	0	0	0	0	0

資料:健康福祉課

#### (2) その他の施設の利用状況

表 I - 2-17: その他の施設

施設区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
精神障害者小規模作業所「共同作業所きっと」	2 人	2人	2人
精神障害者地域生活支援センター「かけはし」	_	_	3人
心身障害者小規模作業所「共同作業所ニコの種」	5人	5人	4 人

資料:健康福祉課

※数値は旧大方町・旧佐賀町の合算

#### (3) その他のサービスの状況

身体障がい者の日常生活の活動を容易にするため、障がいに応じた補装具の交付・修理や日常 生活用具の給付を行っています。

表 I - 2-18: 補装具の交付・修理の状況

(件)

2 2	10:開教共の人間	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理
* H	義手	1	_	_	_	_	_
義肢	義足	-	1	2	_	1	-
装具	下肢	3	1	4	_	6	
断端袋(	義肢)	1	_	_	_	_	_
座位保持	装置 普通型	-	1	-	_	2	_
盲人安全	つえ	1		2		1	1
眼鏡	矯正眼鏡	_			1	1	1
点字器		_	_	_	_	1	-
	標準型箱形	2	_	2	3	1	_
補聴器	標準型耳掛形	1	8	1	7	1	4
THI 40CTH	高度難聴用箱形	_	_	_	_	1	_
	高度難聴用耳掛形	3	5	2	1	2	1
人工傾頭	電動式	3	_	_	_	_	_
ノエス族	電池	2	_	_	_	-	
車いす	普通型	_	_	6	5	2	8
<del></del>	その他	9	10	_	_	_	_
電動車い	す	1	8	_	2	1	3
頭部保護	帽	_	_	_	_	1	_
収尿器		1	_	3	_	2	
ストマ用装具		86	_	102	_	166	_
歩行補助つえ		1	1	1	_	-	_
その他		6		_	_	_	_
	計	121	34	125	18	189	16

資料:健康福祉課

#### 表 I - 2-19: 日常生活用具給付事業の状況

(件)

品目	区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特殊マット	給付	2	_	1
特殊寝台	給付	2	_	2
特殊尿器	給付	_	_	1
盲人用時計	給付	2	1	_
入浴補助用具	給付	1	_	1
歩行支援用具	給付	4	_	_
電気式たん吸引器	給付	1	1	_

資料:健康福祉課

※数値は旧大方町・旧佐賀町の合算

表 I - 2-20: 訪問入浴の実施状況

		平成15年度	平成16年度	平成17年度
訪問入浴車台数	(台)	1	1	1
年間実利用人数	(人)	3	2	3
年間のべ利用回数	(回)	100	87	107

資料:健康福祉課

※町内では社会福祉協議会が実施、数値は旧大方町・旧佐賀町の合算

表 I - 2 - 21: 障害者住宅改造支援事業の状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
助成件数(件)	1	1	0

資料:健康福祉課

※数値は旧大方町・旧佐賀町の合算

表 I - 2-22: 自動車改造費助成事業の状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
助成件数(件)	0	2	0

資料:健康福祉課

#### 4 精神障がい者の状況

表 I - 2-23: 入院患者の状況

(人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
措置入院	0	0	1
医療保護入院	13	12	14
任意入院	-	I	_
計	13	12	15

資料:健康福祉課(各年度3月末現在)

※措置入院のみ公費負担医療、数値は旧大方町・旧佐賀町の合算

表 I - 2-24:精神通院医療申請件数の状況

(人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
O~17歳	2	1	2
18~64歳	109	103	94
65歳以上	12	13	9
合計	123	117	105

資料:健康福祉課

#### 5 特定疾患医療受給者の状況

特定疾患は、パーキンソン病、強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎、潰瘍性大腸炎、特発性拡張型(うっ血型)心筋症、後縦靭帯骨化症などの疾患が多くなっています。

表 I - 2 - 25: 特定疾患医療受給者数

特定疾患		員(人	.)
付上佚思	H15	H16	H17
ベーチェット病	0	0	0
多発性硬化症	0	0	0
重症筋無力症	3	3	3
全身性エリテマトーデス	2	2	3
スモン	0	0	0
再生不良性貧血	1	1	2
サルコイドーシス	2	2	2
筋萎縮性側索硬化症	0	0	0
強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	8	7	7
特発性血小板減少性紫斑病	2	2	3
結節性動脈周囲炎	0	0	0
潰瘍性大腸炎	9	9	10
大動脈炎症候群	0	0	0
ビュルガー病 (バージャー病)	1	1	1
天疱瘡	2	2	2
脊髄小脳変性症	2	1	2
クローン病	3	3	3
難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0
悪性関節リウマチ	1	1	1
パーキンソン病	14	17	16
アミロイドーシス	0	0	0
後縦靱帯骨化症	4	3	5
ハンチントン病	0	0	0

		_	
特定疾患		員 (人	
14727725	H15	H16	H17
ウィリス動脈輪閉塞症(モヤモヤ病)	1	1	1
ウェゲナー肉芽腫症	0	0	0
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	5	5	5
シャイ・ドレーガー症候群	1	0	0
表皮水疱症	0	0	0
膿疱性乾癬	0	0	0
広範脊柱管狭窄症	1	1	1
原発性胆汁性肝硬変	0	0	0
重症急性膵炎	0	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	3	3	3
混合性結合組織病	1	1	1
原発性免疫不全症候群	0	0	0
特発性間質性肺炎	0	0	0
網膜色素変性症	2	3	3
プリオン病	0	0	0
原発性肺高血圧症	0	0	0
神経線維腫症	0	0	0
亜急性硬化性全脳炎	0	0	0
バット・キアリ症候群	0	0	0
特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	0	0	0
ファブリー病	0	0	0
ライソゾーム病	0	0	0
副腎白質ジストロフィー	0	0	0
計	68	68	74

資料:健康福祉課

#### 6 就労の状況

表 I-2-26: 障がい者の求人状況

		身体障がい者(人)	知的障がい者・精神障がい者(人)
		〔第1種登録者〕	〔第2種登録者〕
新規求職申込数	(1月分)	39	14
就職件数	(1月分)	13	8
新規登録者数	(1月分)	15	9
有効求職者数		44	19
就職中の者		88	118
保留中の者		20	9

※四万十公共職業安定所管内(四万十市・宿毛市・土佐清水市・三原村・大月町・黒潮町)の値 資料:四万十公共職業安定所(平成19年1月末現在)

#### 7 就学の状況

表 I - 2-27: 障がい児学級の状況 (小学校)

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
設置校数	(校)	6	5	6	7	8
学級数	(級)	7	7	10	11	10
児童数	(人)	8	8	11	14	13

資料:健康福祉課(各年4月1日現在) ※数値は旧大方町・旧佐賀町の合算

表 I - 2-28: 障がい児学級の状況 (中学校)

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
設置校数	(校)	2	2	2	1	2
学級数	(級)	4	4	4	1	3
生徒数	(人)	8	7	4	2	3

資料:健康福祉課(各年4月1日現在) ※数値は旧大方町・旧佐賀町の合算

表 I-2-29: 保育所における障がい児の在籍状況

(人)

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
	3歳未満	99	113	122	132	109
在籍児数	3歳	111	78	90	75	100
	4歳以上	193	211	191	171	169
在籍障がい児数	3歳未満	1	1	0	1	0
	3歳	1	2	1	0	2
	4歳以上	2	1	3	3	1
加配保育士数	3歳未満	1	1	0	1	0
	3歳	1	1	1	0	2
	4歳以上	1	1	2	3	1

資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

※平成14年~平成17年は旧大方町・旧佐賀町の合算

表 I - 2-30:養護学校の就学状況

(人)

種別	学校名		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
養護中村養護学校	小学部	0	0	0	0	0	
		中学部	3	2	6	2	1
	高等部	3	2	4	9	9	
		計	6	4	10	11	10

資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

#### 8 人的資源の状況

表 I - 2-31: 専門職の状況

職種	役場職員(人)	社会福祉協議会	
保健師	6 (1)	_	
看護師	1 (2)	1 (1)	
介護福祉士	_	6 (1)	

資料:健康福祉課(平成18年4月1日現在)

※( )は臨時職員

表 I - 2-32:相談員の設置状況

職種	人 員(人)
民生委員・児童委員	50
身体障害者相談員	2
知的障害者相談員	1

資料:健康福祉課(平成18年4月1日現在)

表 I - 2-33:ボランティア団体等の登録状況

	<b>1</b>	体	個人	計	
	団体数(団体)	人数(人)	(人)	(人)	
平成14年度	14	2, 187	223	2, 410	
平成15年度	14	2, 187	223	2, 410	
平成16年度	13	2, 003	191	2, 194	
平成17年度	8	2, 065	119	2, 184	
平成18年度	6	1, 987	0	1, 987	

資料:健康福祉課

# 第川部 障がい者計画

### 第1章 計画の基本的方向

#### 1 理念

本計画は、合併前の旧大方町・旧佐賀町の障害者福祉計画における基本理念『ノーマライゼーション』をそのまま受け継ぎ、「住民の完全参加と平等」をさらに定着・発展させるものとして、「障がいのある人もない人も、互いに尊重し、理解し、助け合いながら自己実現できる共生社会」を目指すものです。

共生社会の実現のためには、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択し自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加し、社会の一員としての責任を分担することが大切です。障がいの有無にかかわらず誰もが社会に対して能動的・主体的に行動し、関わることで自己実現をするとき、一人ひとりが輝くことができます。

#### 2 基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合えるような社会においては、 障がい者は社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定に基づき社会のあら ゆる活動に参加するとともに、社会の一員としての責任を担います。

また、障がい者の社会への参加を実質的なものとするためには、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している諸要因を取り除くとともに、ライフステージの各段階を通じて総合的かつ適切な支援を行い、住民や障がい者、民間団体等との連携・協働のもと、障がい者が自らの能力を最大限に発揮することができるように環境を整備することが必要です。

以上の点を踏まえ、この計画の基本的な考え方は、次の5点とします。

#### ①社会のバリアフリー化の推進

- ・障がいの有無にかかわらず、住民一人ひとりがその能力を最大限に発揮しながら、安全に安心した生活ができるよう、建物、移動、情報、制度、心理など、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化に向けた取り組みを推進します。
- ・社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、住民やボランティア団体、企業等による 取り組みを支援します。

#### ②利用者への支援

- ・利用者が自らの選択により適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりを 推進します。
- ・地域での自立した生活を支援することに重点をおき、障がい者一人ひとりのニーズに対応し、 ライフステージの全段階を通じ、総合的かつ適切な支援を実施していきます。

#### ③関係機関との連携した総合的かつ効果的な施策の推進

- ・地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、地域との連携・協力を推進します。
- ・障がい者施策は多分野にわたる総合的な施策であるため、福祉、教育、保健、医療、雇用・ 就業等の関係行政機関相互の連携を強化します。
- ・従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとにわかれていた制度を一元化 することにより、立ち遅れている精神障がい者等に対するサービスの充実を図り、県の適切 な支援等を通じサービス水準の均一化を図ります。

#### 4)障がいの特性をふまえた施策の展開

・個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた適切な施策を推進し ます。

#### ⑤地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

- ・障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等の新たな課題に対応したサービ ス提供基盤を整備します。
- ・障がい者の生活を地域で支えるシステムを実現するため、民生委員・児童委員、ボランティア等によるインフォーマルサービス\*4の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

#### 3 基本目標

計画の基本的な考え方をふまえ、本計画の基本理念の実現に向けて、次の4つを基本目標として定めました。

#### 基本目標1 健康づくりと障がいの発生予防

母子・老人保健事業や精神保健対策への取り組みを積極的に進め、心身両面からの健康づくりの推進、障がいの予防と早期発見に努めるとともに、障がいを軽減し、障がい者の社会的な自立を促進するため、医療、リハビリテーション体制の充実を図ります。

#### 基本目標2 障がい者の自立と社会参加の実現

障がい児一人ひとりの個性や能力を尊重し、その可能性を最大限に伸ばし生きる力を育んでいけるような療育・教育体制づくりに努めます。

地域における活動への参加や就労等は、社会参加と自己実現の機会として重要なものです。 障がい者が、個性と能力を十分発揮し、自立した生活を送ることができるよう、支援体制の充 実に努めます。

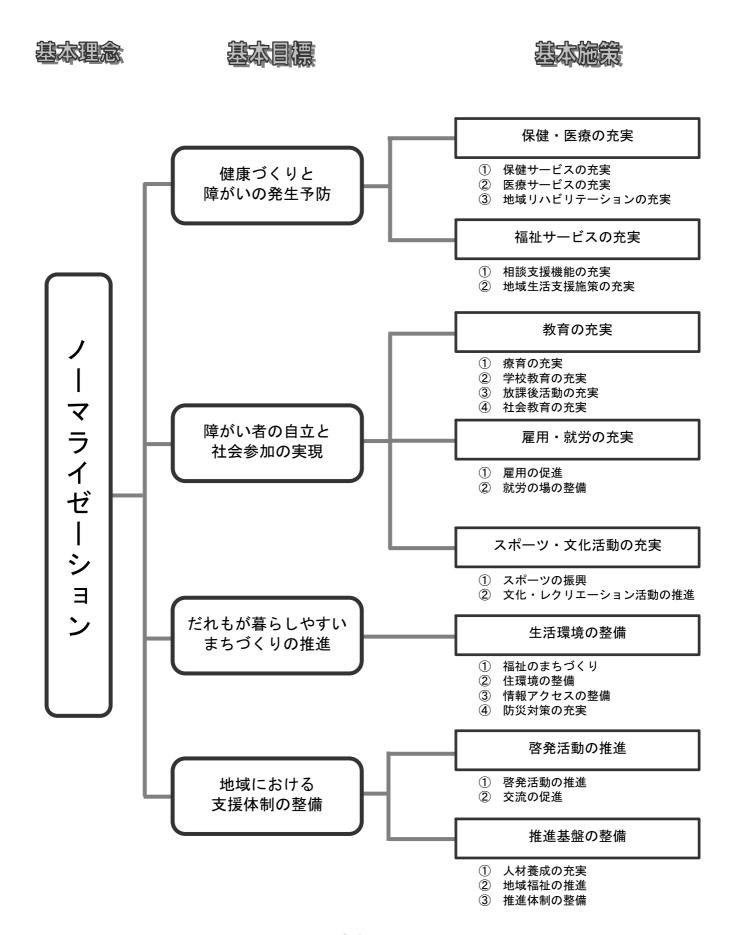
#### 基本目標3 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

障がいや障がい者に対する心のバリアの解消に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず 誰もが安心して自由に社会活動ができ、安全に暮らしていけるよう、総合的な福祉のまちづく りを推進します。

#### 基本目標4 地域における支援体制の整備

障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活していけるよう、日常生活への支援に努めるとともに、地域における生活支援のための施設の充実などを図ります。住民の主体的な地域福祉活動の活性化を図り、地域で障がい者を支援していくための体制づくりを進めます。また、障がいの種類や程度に配慮した情報提供体制の充実を図ります。

## 4 施策の体系



## 第2章 施策の展開

## 基本目標1 健康づくりと障がいの発生予防

#### 基本施策1 保健・医療の充実

障がいの発生は可能な限り予防することが大切であり、また、早期の発見と支援によって障がいを軽減し、持てる可能性を最大限に伸ばすことができます。

障がいのある人に適切な保健・医療サービスを提供するためには、それぞれの施策を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携のとれた一体的なサービスの提供ができる体制をつくる必要があります。

#### 【現状と課題】

- ・本町では、身体障害者手帳所持者の数は横ばい傾向にあります。また、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の数も少ないながら増加傾向にあります。
- ・本町では、乳幼児健診や妊婦・乳児一般健診などの母子保健事業を通じて、障がいの早期発 見と早期医療の推進を図っていますが、壮年期以降の疾病等による障がいの発生も多く、生 活習慣病などの疾病対策も依然、重要な課題となっています。
- ・すべての住民が健康で暮らしていけるよう、日頃から健康の保持・増進に努め、障がいの原因となる生活習慣病などの疾病の予防に主体的に取り組むことが必要です。また、障がいが発生しても適切な保健・医療サービスや介護保険サービスを受けることで自立能力を向上させるよう、地域における適切なリハビリテーションの提供が必要です。
- ・今後は高齢化の進行を背景に、地域において障がいがある長期療養者が増加するものと考えられることから、住民の主体的な健康づくりを啓発するとともに、地域の健康づくりに関する団体等の育成が必要です。
- ・高齢化の進行に伴い、障がいが重度化し、経管栄養や痰の吸引、酸素吸入、人工呼吸器装着 など医療的ケアが必要な人が増加しているものと考えられます。
- ・日常生活における医療的ケアに対する支援については、医療関係者(主治医、看護師等)や 家族は認められていますが、それ以外の者はできないことから、障がい者を介護する家族に とっては大きな負担となっています。また、サービス提供事業者や福祉施設・学校等、それ ぞれの現場で医療的ケアの必要な人への対応のあり方については苦慮している状況がみら れます
- ・これまで更生医療及び育成医療、精神障がい者の通院費助成として支給してきた医療費助成 については、障害者自立支援法に基づき「自立支援医療」として支給されており、その支給 の判断は、町または県が認定し、利用者の応益負担として導入されています。
- ・医療的ケアが必要な障がい者が安心して地域で暮らしていけるよう、医療費助成や医療的ケアに対する支援の充実が必要です。

表Ⅱ-2-1:事業の実施状況

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健診、 妊婦・乳児一般 健康診査	・障がいの早期発見と早期医療の推進をはかるため、乳幼児健診、妊婦・ 乳児一般健康診査を医療機関へ委託して実施	健康福祉課
精神ミニデイケア	・在宅精神障がい者を対象に、毎月1回創作活動、調理実習、レクリエーション、勉強会等の内容でデイケアを実施 ・当事者の閉じこもり防止、再発防止を図る	健康福祉課
喫茶さとう木	・在宅の精神障がい者と精神ボランティアによる毎月2回(第1・3火曜日)喫茶店を開店 ・業務を通じて、働く喜びや対人関係を築く	健康 福祉課
自立支援医療	①更生医療:障がいを軽減したり、機能回復のために必要な医療費を助成 ②育成医療:障がい児の健全な育成を図るため、生活の能力を得るため に必要な医療費を助成 ③精神障害者通院医療:精神障がいの適正な医療のため、入院しないで 受ける精神医療費を助成 ・制度の周知は医療機関との連携により、該当する医療を行う場合は、 医療機関が対象者に説明を行うとともに市町村に連絡	健康 福祉課
集いの会(精神 障害者家族会)	・情報誌「ぜんかれん」の郵送や、研修会等の情報提供を行なう。また、 集いの会からの要望があれば、勉強会や座談会等の調整を行い会員間 の交流や、情報交換の機会とする。	健康 福祉課
重度心身 障害児・者 医療費助成事業	・重度障がいのある人の医療費について、医療保険の自己負担分を助成する事業 ・身体障害者手帳や療育手帳の交付時に、制度の説明を行い手続きを実施 ・対象者は身障手帳1、2級の障がい者又は療育手帳A1、A2の障がい者若しくは18歳未満で療育手帳のB1に該当し身障手帳3、4級のいずれかに該当する重複障がい児	健康 福祉課
じん臓機能 障害者 通院費扶助	・じん臓機能の障がいに基づく症状を軽減し、又は除去する目的をもって透析療法を受けている者が、長期間にわたり当該療法の継続を要することにより生ずる経済的負担の一部を援助 ・1箇月に8回以上通院した場合に5,000円以内を支給	健康 福祉課

#### ①保健サービスの充実

- ・「乳幼児健診、妊婦・乳児一般健康診査」事業を継続して実施し、障がいの原因となる疾病 の早期発見・対応に努めます。
- ・障がいのある乳幼児が、早期段階から障がいや発達の状況などに応じた療育指導が受けられるよう関係機関と連携をはかります。
- ・障がい者の二次的障がいや生活習慣病による後遺障害を予防するため、適切な医療に結びつけるとともに、健康づくりにも取り組んでいきます。

#### ②医療サービスの充実

- ・安心して医療サービスを受けられるよう、重度の障がい者に対して医療費の助成を行います。
- ・支給認定の手続き、利用者負担の仕組みを共通化した「自立支援医療」において、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を提供します。「自立支援医療」は収入により所得基準を定めていますが、障害年金等の収入だけでは障がい者に負担が重くなっているため、少しでも障がい者の方の生活が改善されるよう、働きかけを行います。
- ・難病者対策として福祉保健所と情報交換を行い、難病者の状況を的確に把握するとともに、 訪問指導などにより日常生活及び家族の支援体制を推進します。

#### ③地域リハビリテーションの充実

- ・地域で障がいのある人が生活する際に関わる保健・医療・福祉等全ての機関が連携・協力し あって、総合的にサポートする地域リハビリテーションを推進します。
- ・「精神ミニデイケア」については、参加者が固定化しているので、その他在宅障がい者にど う拡げていくかが課題であるため、参加者のニーズに基づく内容にし、参加者の拡大に向け ては情報提供だけでなく、訪問等により人間関係を作ることからはじめます。
- ・「集いの会 (精神障害者家族会)」については、会員の自主性を尊重し、合併を機会に会員の加入促進を行います。

#### 基本施策2 福祉サービスの充実

障がいのある人に対する支援は、地域での自立した生活を推進し、生活の質が向上するように 行う必要があります。

そのためには、生活の安定とともに、障がいのある人それぞれのニーズに応じてサービスや社 会資源の利用などを継続的に支援していくケアマネジメントの役割が重要です。

#### 【現状と課題】

- ・障害者自立支援法の施行に伴い、従来の施設入所から地域での生活支援を促進する方向へ大きく変化しました。
- ・現在病院に入院している人、福祉施設に入所している人の多くが今後生活する場所として、 地域での生活を希望しています。しかし、入所中の重度障害者等が在宅で生活するための受 け皿や自立訓練の体制もまだ不十分な状況にあります。障がい者が地域で安心して自立した 生活を送るために、日々の生活や活動を支えるためのさまざまなサービスや支援策の充実が 必要です。
- ・町内ではサービス提供主体が限られていることから、近隣市町との連携が不可欠ですが、相談支援事業や地域活動支援センターなどニーズの高いサービスについては、できるだけ身近な場所でサービスが受けられるような体制整備を図る必要があります。
- ・さまざまなサービスや支援策を担う専門的な知識や技能を有する人材の育成・確保が必要です。

## 表Ⅱ-2-2:事業の実施状況

	事業の実施状況					
事業名	事業内容	担当課				
相談支援事業	<ul><li>・休日、夜間等を除く相談業務</li><li>・就業時間内の相談は、利用対応は出来ているが休日、夜間等の相談は 未対応</li></ul>	健康 福祉課				
成 年 後 見 制 度 利用支援事業	・障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度 の知的障がい者又は精神障がい者を対象に、成年後見制度の申し立て を行ううえで必要な登記手数料、鑑定費用等の経費及び後見人等への 報酬の全部又は一部を助成					
地域生活支援 事業	・障がい者の生活支援事業として、障害者自立支援給付で実施する事業のほかに地域生活支援事業として、これまでに実施してきた障がい福祉サービスを中心に実施 ー相談支援事業ー直営 ー成年後見制度利用支援事業ー直営 ー成年後見制度利用支援事業ー委託 ー日常生活用具給付事業ー直営 ー移動支援事業ー委託 ー地域活動支援センター事業ー直営 ー訪問入浴サービス事業ー 更生訓練給付事業ー直営 ー生活支援事業ー委託 ーロー時支援事業ー委託 ーロー時支援事業ー委託 ー生活対ポート事業ー委託 ー自動車運転免許取得・改造助成事業ー直営 ー経過的精神障害者地域生活支援センター事業ー委託					
移動支援事業	・屋外での移動に困難な障がい者等に対し、地域の特性及び当該障がい者等の利用の状況に応じた移動支援の必要な障がい者等に対して支援 (個別支援)を行う ・サービス提供は社会福祉協議会へ委託  - 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度 今後の見込み 5 時間/月 15 時間/月 20 時間/月					
住宅改造支援事業	・主たる生計中心者の前年の所得税額が 40 万円未満の世帯で、身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの等級が 1 級又は 2 級の方を対象 ・身体の状況に併せて必要な住宅改造工事を行った場合に、一件当たり 100 万円を限度とし、2/3 の額を助成	健康福祉課 ・ 町民課				
コミュ <i>ニケー</i> ション 支援事業	<ul> <li>・聴覚障がい者等で、手話通訳者等がいなければ円滑な意志の疎通を図ることが困難な方を対象</li> <li>・聴覚障がい者等が外出の際に意志の疎通が円滑に行えないことにより、社会生活上支障があると認められた場合に、手話通訳者等を派遣</li> <li>・派遣時間は午前9時から午後5時まで</li> <li>・手話通訳者等の派遣区域は高知県内とし、宿泊を伴う場合は派遣しない</li> <li>・事業の実施は、社団法人高知県聴覚障害者協会及び特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会に委託</li> </ul>	健康福祉課				

事業名	事業内容	担当課				
居宅介護 (ホームヘルプ)	<ul><li>・障がいのある児童の家族に対する支援</li><li>・自宅で入浴、排せつ、食事等の介護を居宅介護サービスにより実施し、 負担の軽減を図る</li></ul>					
短期入所	・自宅で介護する人がリフレッシュする場合などに、障がい児者を短期間施設へ入所させ、夜間も含めて入浴、食事などの介護等を短期入所サービスにより実施					
	・補装具費給付事業により、身体上の障がいを補うための補装具の期 や修理に要する費用を給付	健康				
補装具費給付	平成 15 年度 平成 16 年度 平成 17 年度	福祉課				
事業	交付:14 件/年   交付:10 件/年   交付:17 件/年     修理: 4 件/年   修理: 1 件/年   修理: 1 件/年	町民課				
日常生活用具給付事業	・重度身体障害者日常生活用具給付事業は、在宅の重度身体障がい者対し、浴槽等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。					
介護保険	・介護認定された場合、介護保険制度が優先的に適用され、1割の自 負担で介護保険サービスを受けることになる。	健康 祖祉課 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				
ホームヘルプ サービス利用 者に対する 支援措置事業	い者であって、介護保険制度の適用を受けることになった者等にて、利用者負担の軽減措置を講じて訪問介護サービスの継続的な利の促進を図る	が 健康 い 福祉課 川用 ・ 町民課				
心 身障害児(者)福祉手当	<ul> <li>・知的障がい児(者)及び身体障がい児(者)又はその保護者に対して、心障害児(者)福祉手当を支給</li> <li>・対象者は、以下の通り</li> <li>①20歳未満の児童であり、知的障がい児のうち療育手帳 B1より重の児童又は障害程度2級以上の児童</li> <li>②20歳以上であり、障害程度1級の者又は療育手帳B1より重度の</li> </ul>	健康 福祉課 ・				

#### ①相談支援機能の充実

- ・障がいのある人などが相談しやすいように、広報等による相談窓口のお知らせや、保健師の 訪問時に相談を受けるように取り組みます。
- ・障がいのある人本人の意向を尊重し、施設に入所している人の地域生活への移行を促進する ため、関係機関と連携して、地域で安心して生活するための条件整備や相談支援体制の充実 に努めます。
- ・町及び相談事業を実施している施設、障害者相談員など、地域における相談体制の連携・強 化に取り組みます。
- 「成年後見制度利用支援事業」等を通じて、障がい者の権利擁護を推進します。

#### ②地域生活支援施策の充実

- ・障害者自立支援法の下、障がい福祉サービスの必要量を確保するとともに、障がい者の障が い特性や障がいの程度に応じた障がい福祉サービスの充実を図ります。
- ・障がい者がそれぞれの能力及び適正に応じ、障がい福祉サービス等を利用しながら、自立した日常生活または社会生活を住み慣れた地域で送ることができるよう、地域生活支援事業の整備に努めます。
- ・障がい者が障がい福祉サービスの利用が円滑に出来るよう、広報や保健師による訪問活動等 の機会を通じて、障がい福祉サービスの周知を図ります。

### 基本目標2 障がい者の自立と社会参加の実現

#### 基本施策1 教育の充実

障がいのあるこどもの教育の意義は、児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことにあります。そのためには、一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じた学習の機会を提供し、適切な教育を進めることが必要です。

#### 【現状と課題】

- ・学校教育では現在、障がいの重度・重複化、多様化、及び、近年のノーマライゼーション理 念の浸透に伴い、幼児児童生徒や保護者のニーズの個別化が顕著となっています。
- ・学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等の発達障がいも含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点で、一人ひとりのニーズを把握し適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」が進められています。学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症など特別な教育支援を必要とする子どもは通常学級に在籍していることが多く、これらの子どもに対する指導の充実を図る必要があります。
- ・障がいをもつ児童生徒が能力や可能性を十分に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を養うため、きめ細やかな教育や、関係機関と連携した生涯にわたるサポート体制の構築等の取り組みが必要です。
- ・障がいの早期発見のための各種健診や保護者の精神的支援を行う各種相談とともに、就学前から学校卒業まで一貫した相談ができる療育体制の充実が必要です。また、障がい児一人ひとりについて、各関係機関が個別に対応するのではなく、連携した取り組みをすることが重要です。

#### 表 II - 2 - 3: 事業の実施状況

事業名		事業	<b>人</b> 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人		担当課	
(安)日 hn 至7/日 女	障がい児の保育	<b>听生活の支援と</b> 成	長発達を支援	け入れ態勢を整え、	健康福祉課	
障害児加配保育		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	•	
	実施状況	1名/年	1名/年	2名/年	町民課	
				<del>-</del>		
保育士研修	保育士の障がい ・幡多福祉保健所	・県の主催する発達障がいの研修へ保育士が参加する等の機会を通じて、保育士の障がいに対する研修を実施 ・幡多福祉保健所の行う療育相談に、児童、保護者と一緒に保育士も出席し、障がい児が成長するため必要な保育方法を学習				
子育て支援事業	て支援担当の保 や育児の相談を	育士が、家庭訪問 実施	問等を行い子育 <i>て</i>	に配置している子育 に対する不安の解消 ケース会議を行い支	健康	

#### ①療育の充実

- ・保育士・保健師など、療育指導に関わる専門職員の確保・育成に努め、専門知識や質の向上 を図ります。
- ・日中一時支援や短期入所のニーズに対応できるよう、受け入れ体制の強化を図ります。
- ・保育所での障がい児の受け入れを促進するとともに、保育士に対しては、障がい児保育に関する研修や講習会を受講するなど、資質の向上を図ります。
- ・地域全体で子育てを支援するために、子育て支援センターにおいて、保健師、保育士による 育児相談、育児指導等を行います。
- ・障がいをもった児童などが保育所から小学校に入学する際には、保育所で行ってきた一人ひ とりに合わせた支援が継続して行えるよう、施設間の連携を密に行います。

#### ②学校教育の充実

- ・障がいのある児童生徒にとって適切な就学や特別な支援教育のあり方などに対する相談体制 を充実します。
- ・障がいのある児童生徒の健やかな発達を支援できるよう、教職員の特別支援教育に対する専門性の向上と障がい者理解を図るための研修を充実します。
- ・特別支援教育に基づいて、通常学級における学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自 閉症など障がいのある児童に対して支援を推進します。
- ・本人や保護者の進路希望を把握し、必要な情報提供を行うとともに、卒業後に生活の自立の ための生活学習を行ったり、卒業生との交流や職場体験を行います。

#### ③放課後活動の充実

・放課後のホームヘルパー派遣等の事業を充実し、家族の介護負担の軽減を図ります。

#### 4社会教育の充実

- ・障がい児・者の介護にあたる家族のために、学習の場を提供するとともに、相談・意見交換・ 交流ができる場づくり、体制づくりを行います。
- ・生涯学習の場で障がい者問題の講座や教室を開催し、障がい児・者に対する正しい理解を得るための学習機会を提供します。

#### 基本施策2 雇用・就労の充実

就業は、障がいのある人にとって自立の経済的基盤となるとともに、社会参加の促進、生きがいにつながります。

障がいのある人だれもに対して、その適性、能力に応じた就業の機会が提供されなければなりません。そのためには、職業リハビリテーションの充実とともに、一般雇用の促進はもちろん、 福祉的就労についても促進していく必要があります。

#### 【現状と課題】

- ・障がい者の法定雇用率が制度化されたことにより、事業者の障がい者雇用に対する理解は深まりつつあるものの、職場環境の改善や待遇面などを理由に障がい者雇用に消極的な事業者が少なくないのが現実です。
- ・障害者自立支援法では、働く意欲や能力のある障がい者に対する就労支援が大きな柱とされており、「就労移行支援」をはじめ、福祉分野と雇用分野が連携した就労支援や精神障がい者の雇用促進などが掲げられています。
- ・障がい福祉計画では、平成23年度に向けて、現在の福祉施設から一般就労への移行者の数を4倍以上とすることを目標に掲げることとされていますが、本町における平成17年度の一般就労への移行者は1人もいませんでした。
- ・厳しい経済情勢が続く中、障がい者に合った仕事や職域の開発、職業訓練の機会の充実とと もに、障がいの特性に配慮した就労機会の拡大を図っていく必要があります。

#### 表Ⅱ-2-4:事業の実施状況

事業名	事業内容	担当課
無料職業紹介	・就職の促進	まち づくり 課
黒潮町 心身障害者通所 援護事業費 補助金	<ul> <li>・障がいをもつ者が、その障がいの種類や程度の違いを越え、労働や自 治活動を通して社会参加のできる場としていくこと、また障がい者の 権利保障を地域の人たちと共有し、共同で行動できる場としていくこ とを目的として実施</li> <li>・心身障害者小規模作業所「共同作業所ニコの種」にて実施</li> </ul>	町民課

#### 【今後の取り組み】

#### ①雇用の促進

- ・一般就労等への移行に向けて、就労移行支援事業、就労継続支援事業を推進します。また、 障がい者が対応可能な業務に関しては積極的に委託を行うなど、行政が先導して障がい者の 雇用促進に努めます。
- ・広報誌やパンフレットなどを通じ、障がい者雇用支援月間や法定雇用率などの周知に取り組みます。
- ・四万十公共職業安定所、障害者就業生活支援センターなど関係機関と連携し、事業主に対する障がい者雇用に関する啓発に取り組みます。

#### ②就労の場の整備

- ・障がい者の雇用を拡大するため、一般就労の実施において町が取り組む事業について、町内 の施設や共同作業所への雇用・委託を積極的に推進します。
- ・障がい者の就労にあたって、IT機器の活用は有効な手段となることから、障がい者のIT 機器の活用能力を高める支援を行います。
- ・障がい者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチ\*\*5の活用について働きかけます。

#### 基本施策3 スポーツ・文化活動の充実

障がいのある人が、地域で自立し、いきいきと暮らすためには、さまざまな社会活動に参加できることが大切です。

スポーツ、レクリエーションや文化活動は、障がいのある人の健康の維持や心のうるおい、生きがいをもたらし、生活を豊かにするうえで大きな役割をはたしています。

#### 【現状と課題】

- ・一般的なスポーツ・文化・レクリエーション活動に加え、町や障がい者団体では、障がいの ある人のための活動に取り組んでいます。
- ・障がいのある人が様々な活動に参加するためには、情報、移動、施設等さまざまな制約があ り、参加の意志がありながら参加できないことも少なくありません。
- ・障がいのある人のスポーツ・文化活動やレクリエーション活動への参加を促進するためには、 施設等の整備や行事の開催にあたって障がいのある人の利用、参加に配慮するとともに、障 害者団体、行政等が連携し、機会を拡大させることが必要です。
- ・また、生涯にわたって学ぶことができるしくみづくりも求められています。
- ・障がい者の社会参加を活発にしていくためには、情報提供の充実や外出支援策も重要になってきます。移動支援やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を支援することが必要です。
- ・障がい者・児に対する文化やスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を充実するだけでなく、日常的な活動を継続できるよう支援を行うことも必要です。

#### 【今後の取り組み】

#### ①スポーツの振興

- ・障がい者団体と連携し、自宅で閉じこもりがちな障がい者への参加促進を図ります。
- ・障がい者の健康保持・増進を図るため、関係各課と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動 を実施します。
- ・住民の日常的な健康づくりを促進し、そのきっかけとなる誰もが親しめるニュースポーツ<sup>\*6</sup> 等の紹介や、県主催の障がい者スポーツ大会などを広報誌に載せるなどの情報提供に努めま
- ・障がい者スポーツ大会等の充実を図ります。

#### ②文化・レクリエーション活動の推進

- ・障がい者が参加しやすいレクリエーション活動に取り組みます。
- ・優れた文化にふれあう機会や障がい者も気軽に参加できるような身近な活動などの紹介を行 うとともに、積極的な参加を呼びかけます。
- ・障がい者の文化・芸術・創作活動への参加意欲を触発する場として、さまざまな文化・芸術 活動の発表機会の創出に努めます。
- ・各種大会や行事において、手話通訳者や要約筆記者の配置、車いす使用者のスペース確保な ど、障がいのある人に配慮した運営がされるよう行事主催者等に対する啓発に努めます。
- 活動への参加を容易にするため、移動支援を行います。

### 基本目標3 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

#### 基本施策1 生活環境の整備

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、道路、建物、公共交通機関等を障がいのある人にとって利用しやすいように整備する必要があります。また、整備された施設が有効に利用されるためには、住民一人ひとりの「ひとにやさしいまちづくり」に対する認識が必要です。さらに、今後は障がいのある人や高齢者を含むあらゆる人が利用しやすいよう配慮するユニバーサルデザインの考え方を普及・実践することが大切です。

また、高い確率で次の南海地震の発生が予測されていることから、災害の発生に備えるため、 予防対策の充実と災害時の避難路、避難場所の確保や救援・支援など応急対策体制の確立が必要 です。

#### 【現状と課題】

- ・バリア (障壁) のない都市基盤の整備は、障がい者が積極的に外出して社会参加し、また自立した生活を送るための基本的な条件です。
- ・本町では、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (ハートビル法)」、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づき、道路網や公共施設のバリアフリー化など障がい者等が外出しやすい環境の整備に努めています。
- ・高齢化の進行も相まって、障がいの有無に関係なく、住民全体が暮らしやすい環境づくりを 進めることは重要であり、近隣の店舗や施設、生活道路など日常生活上、身近に利用する施 設や設備をはじめ、居住環境や生活環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に よる都市基盤の整備を順次進めていくことが必要です。
- ・障がい者が地域のさまざまな活動に目を向け社会参加を推し進めるためには、障がい者自身 が積極的に地域に出ていけるよう、誰にとってもやさしいまちづくりとともに、移動を容易 にすることが大切です。
- ・障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、地震・台風・火災などによる災害を防ぐ対策や、障がい者に対する犯罪・事故などの発生を防ぐ対策も重要です。特に新潟中越地震等の経験から、障がい者等の災害時要援護者に向けた災害情報の伝達や災害発生時における迅速な避難誘導などが課題として取り上げられています。
- ・現在、本町では音声サービスや聴覚障がい者用ファックスなどの緊急連絡用器具の支給を行っていますが、特に聴覚障がい者の場合、近隣で火災が発生したり、住居に不審者が侵入しても、障がいの特性やコミュニケーションの問題により状況の把握や通報、避難が遅れることで被害が甚大になる恐れが考えられます。
- ・災害などが発生しても安全に避難し被害を最小限に食い止めることができるよう、近隣間の 支援体制を整備することが必要です。

表Ⅱ-2-5:事業の実施状況

	サネの大心(A) スパート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	In				
事業名	事業内容	担当課				
自動車運転免許 取得·改造助成 事業	○自動車運転免許取得費の助成 ・道路交通法第 96 条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等社会活動への参加のため免許を取得しようとする方を対象に、運転免許取得に要した費用の 2/3 以内で 10 万円を限度に助成 ○自動車改造費の助成 ・身体障害者福祉法第 15 条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた障がいの程度が上肢機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がい又移動機能障がいの 1 級又は 2 級の方で、改造を行なわなければ自動車の運転ができないと認められる方を対象に、自ら所有し運転する自動車の操向装置(ハンドルをいう。)、駆動装置(アクセル及びブレーキをいう。)等の一部を改造することにより、社会参加等の促進が図られる者に、1 件当たり 10 万円を限度とし 1 車両 1 回限りを助成    平成 18 年度   平成 19 年度   平成 20 年度	健康福祉課				
要援護者台帳	・民生委員・児童委員の協力により、障がいのある人や災害時に援助の 必要な人の名簿を作り民生委員・児童委員や消防等の関係者に配布	健康福祉課				
学校施設のバリアフリー化	で いのある児童生徒が生活しやすくするためのトイレの改修         ・学校施設の段差の解消         平成 18 年度       平成 20 年度         中の見込み       伊与喜小学校の トイレ改修       本ノ川小学校の トイレ改修       各学校施設段差の 解消	教育委員会				
まちづくり交付金事業(坂が公園トイレ)	・公園利用者はもとより、障がいのある方も利用できる公衆トイレとし て整備	建設課				
要援護者防災	・平成 16 年度から平成 18 年度の3ヵ年で行っている、高知県災害時要援護者防災ネットワーク検討事業において平成 17 年度のモデル地区となった3地区(浜の宮・町・万行)に対して、継続した取り組みとなるように今後の取り組みを検討					
スクールバス補助員雇用	・馬荷地区から田ノ口小にスクールバスで通う障がい児童に、バス乗車 時の安全を図るため補助員を委託					
避難誘導体制の整備	・自主防災組織内での体制作り	総務課				
町有施設の バリアフリー化	・町有施設のバリアフリー化	総務課				

#### ①福祉のまちづくり

- ・施設の整備にあたっては、利用形態、利用者等を把握した上で、障がい者用トイレの整備や 障がい者用駐車スペースの確保、エレベータの設置などを推進します。
- ・バリアフリーの理念に基づき、歩道等の段差解消に努めます。
- ・柔軟性のある移動支援を行うため、地域生活支援事業の「移動支援事業」としてサービスを 提供します。
- ・身体障害者補助犬法に基づき、盲導犬、介助犬、聴導犬の機能や役割、公共施設や商業施設等での受け入れの義務化などについて啓発・広報を推進します。
- ・公共施設の新設にあたっては、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」や「高齢者・身体 障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」など に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を促進します。

#### ②住環境の整備

・既設町営住宅の建て替え及び新規建設時にはバリアフリー住宅を建設することとし、老朽化 した既存住宅については改修し、バリアフリー化の推進に努めます。

#### ③情報アクセスの整備

- ・障がい者やその家族が、行政に対して気軽に連絡・相談できる雰囲気の醸成に努めます。また、行政からの当事者や家族に対する伝達は、易しい言葉で簡潔・明瞭に行うよう努めます。
- ・町のホームページなど情報通信技術を活用した情報提供を充実します。

#### ④防災対策の充実

- ・障がい者やその家族に対し防災・防犯に関する意識の高揚を図る啓発を実施します。
- ・地域において、住民、警察による防犯・防災ネットワークの確立に努め、障がい者に対する 防犯知識の普及及び事故時における障がい者への援助に関する知識の普及に努めます。
- ・基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう指導を行い、自主防災組織の強化を図ります。 また組織がない地域については、地域での助け合い・支え合いの考え方を踏まえ、住民の自 主性を尊重しながら、組織化のための啓発を図ります。
- ・障がい者等が犯罪や災害の被害に遭わないように、町及び警察、消防署、社会福祉協議会、 民生委員・児童委員、ボランティア等が連携しながら、日頃から見守りや声かけを行います。
- ・有事の際に地方公共団体等が国民の保護に関する措置を講ずることを定めた「国民保護計画」 において、障がい者等の避難誘導体制の整備に努めます。
- ・緊急通報、ファクス、メール等による消防、警察への緊急通信体制の一層の充実を図ります。
- ・災害発生時の円滑な避難誘導のため、行政機関と地域の福祉関係者等が連携し、障がい者等 の所在の積極的な把握を行います。
- ・地域の高齢者、障がい者等の災害時要援護者を避難誘導できる自主防災組織の体制を整備します。

## 基本目標4 地域における支援体制の整備

#### 基本施策1 啓発活動の推進

「ノーマライゼーション」の実現のためには、住民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に ついて正しく理解し、豊かな心を持ち、そして行動することが大切です。

住民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、幼少時から互いに思い やる心を育むことは、「共生社会」を実現するうえで極めて重要です。

#### 【現状と課題】

- ・本町では、広報誌や人権教育講演会等のイベントを通じて、障がいや障がいのある人に対す る住民の理解を深める啓発に努めています。
- ・従来の啓発に関する施策は、住民全般に対する意識啓発を中心に展開されてきましたが、今後は、行政からの一方的な啓発活動だけではなく、障がい者と地域住民が直接ふれあいの交流をしたり、学校教育では、総合的な学習の時間に体験学習などを取り入れた福祉教育の実践を通して、障がい者に対する理解を深めていくことが必要です。
- ・子どもと接する親や地域の大人自身の障がい者に対する見方や意識を正すとともに、幼少期から精神障がいや知的障がいをはじめとする障がい(者)に対する誤った認識が生じないよう、イベント等による交流・ふれあいを推進する必要があります。

#### 表 II - 2 - 6: 事業の実施状況

事業名	事業内容	担当課
人 権 教 育 啓 発 推進講座	・系統的研修(5回連続講座)により人権問題の認識を深め指導者を育成するための研修会。障がい者の人権問題を含め、あらゆる人権課題 について研修を深める	住民課
人権教育啓発講演会	・人権週間中はもちろん、あらゆる機会をとらえて、障がい者問題をふ くめ、様々な身近な人権課題についての講演会を実施	住民課
人権教育啓発 研究委託事業	<ul><li>・町内各階各層の実践を持ち寄る中で情報交換をし、障がい者の人権問題を含む、あらゆる人権課題の教育啓発活動についての調査研究を実施</li></ul>	住民課
精神保健 ボランティア 研修会	・さとう木の参加ボランティアの年 1 回の研修会	健康 福祉課
障 がい者 疑似 体験学習	・町内の学校の依頼により、児童が目隠しによる目の不自由な方の疑似 体験や車イスを利用しての移動の体験等を行うことにより、障がいに ついて学習を行う。	社会福祉 協議会

#### ①啓発活動の推進

- ・広報紙や啓発冊子、ホームページ、各種講座などを通じた啓発・広報活動を充実、実施します。
- ・障がい者への理解を深めるため、社会福祉協議会やボランティア団体、黒潮町人権教育研究 協議会等が行う啓発事業やイベント、住民の主体的な学習活動等を支援します。

#### ②交流の促進

- ・障がい者と障がいのない人が交流し合える各種交流事業の内容の充実を図るとともに、参加 者の拡大を図ります。
- ・事業を円滑に実施できるよう、活動を支援するボランティアを確保・育成します。

#### 基本施策2 推進基盤の整備

障がいのある人の生活の質の向上のためには、地域、施設、医療機関等それぞれの分野において、専門的な知識や技能、豊かな人間性を持った人材による支援が不可欠であり、そうした人材の養成や確保が求められています。

障がいのある人のニーズの多様化、在宅生活への移行などに伴い、その需要と重要性が増してくる専門職の養成を関係機関と連携して行い、さらなる質の向上が必要です。

#### 【現状と課題】

- ・全国的に人口の高齢化が進み、介護等の支援を必要とする高齢者や障がいのある人が増加しており、特に本町ではこの傾向が顕著になっています。
- ・障がいのある人の保健・医療・福祉に対するニーズは、多様化・高度化しており、介護や看護及びリハビリテーションなどに従事する、専門的な知識や技能・豊かな人間性を持った職員の確保が必要となっています。
- ・養成機関と連携して人材の育成を行うとともに、サービスを支える職員の資質向上のための研修体制の充実が必要となっています。
- ・ボランティア活動は、地域の福祉向上のための重要な活動であり、障がいのある人の地域での自立生活を推進するうえで、大きな役割を果たしています。ボランティア活動の気運づくり、人づくり、組織づくりを進め、住民がボランティアとして活動できる基盤を整備し、地域で支え合う、あたたかい地域づくりに取り組む必要があります。

#### ①人材養成の充実

・障がいのある人のニーズの多様化、在宅生活への移行などに伴い、その需要と重要性が増してくる専門職の養成・確保を関係機関と連携して行うとともに、さらなる質の向上を目指します。

#### ②地域福祉の推進

- ・地域住民が互いに思いやる心を育み、困った時に助け合える関係づくりのため、日ごろから 声かけやあいさつを進んで行える環境づくりに努めます。
- ・地域で行われる行事や活動に対し、住民が関心をもち積極的に関わることで地域の連帯感を 高めるため、参加・参画促進を図る啓発の充実を図るとともに、参加・参画しやすいしくみ づくりを検討します。
- ・地域住民の理解と協力を求め、自治会をはじめ、身体障害者相談員・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会等地域に根ざした各種団体や組織と連携した小地域助け合い活動を促進し、地域の障がい者等に対する声かけ・見守りなどの個別援助活動を促進します。
- ・障がい者など支援が必要な人が地域で孤立しないよう、地域で活動する区長、民生委員・児 童委員及び社会福祉協議会との連携を深め、支援を必要とする人を早期に発見し対応するた めの活動を支援します。

#### ③推進体制の整備

・黒潮町障がい者計画委員会により、障がい者計画の進行状況の検討を行いながら推進を図ります。

## 第Ⅲ部 障がい福祉計画

## 1 平成 23 年度の目標値の設定

障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービスの量を見込むにあたって、地域生活移行や 就労支援といった新たな課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する 平成23(2011)年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

見込み量の設定にあたっては、現時点の施設入所者の1割以上を地域生活への移行者とするとともに、これにあわせて平成23年度末時点の施設入所者を現時点から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することとされています。

表Ⅲ-1:施設入所者の地域生活への移行

項目		人 数	備考
施設入所者数	実 績	35 人	平成 17 年度の入所者数
加 政 八 川 伯 数	目標値	31 人	平成 23 年度の数値目標
削 減 見 込 み	目標値	4人(11.4%)	7%以上を目標
地域生活移行数	目標値	9人(25.7%)	1割以上を目標

#### (2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」が退院することをめざし、そのために必要な自立訓練事業等の充実やグループホーム等の住居の確保をめざします。

表Ⅲ-2:退院可能な精神障がい者

	項	目		人 数	備考
患	<del>-2</del> -	数	実 績	9人	原則として県が示した人数
思	者	奴	目標値	5人	平成 23 年度末までに減少をめざ す患者数

#### (3) 一般就労への移行

見込み量の設定にあたっては、①現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすること、②障害保健福祉施策と労働施策の連携強化を図り、障がい者雇用の観点からの見込み量を併せて設定することが望ましいとされています。

また、福祉制度を利用した就労支援を強化する観点から、平成 23 年度までに現時点の福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 23 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割は雇用型を利用することをめざすことが示されています。

表Ⅲ-3:一般就労への移行

項目		人 数	備考
一般就労移行者数	実績	0人	平成 17 年度に福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
一阪机力物11百数	目標値	2 人	平成 23 年度に福祉施設を退所し、 一般就労に移行する者の数

## 2 障がい福祉サービスの見込み量と見込み量確保の方策

### (1) 見込み量の考え方

障がい福祉サービスの見込み量は、現状のサービス利用状況を基本にして、高知県が行なった 障害者自立支援法に基づく事業所の新体系サービスへの移行調査と現在の利用者の個別の状況 や新規に見込まれる利用者などの今後の利用見込みにより、サービス量を見込むこととします。

#### (2) 訪問系サービス

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で 適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めま す。

表Ⅲ-4:訪問系サービスの種類

事業名	事業の内容
①居宅介護(ホームヘルプ)	〇自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 〇現在のホームヘルプサービスの身体介護と家事援助サービ
	スが移行します。
	〇重度の肢体不自由者で常時介護を要する人が、対象となり
② 季	ます。
②重度訪問介護	〇自宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時
	の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
	〇知的又は精神障がいにより、行動上著しい困難がある人で
♠<=±+₩=#	常時介護を要する人が対象となります。
③行動援護	〇行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時
	の移動中の介護などのサービスを提供します。
	〇常時介護を必要とする人で、介護の必要度が著しく高い人
<b>小舌在陪宝老笠包括</b> 古短	が対象となります。
④重度障害者等包括支援	〇居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供しま
	す。

表Ⅲ-5:訪問系サービスの見込み量

E /\	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
区 分 	実利用 者数	見込み 量	実利用 者数	見込み 量	実利用 者数	見込み 量	実利用 者数	見込み 量
居宅介護(ホームヘルプ)				! ! !		 		
重度訪問介護	6人	185	7人	214	9人	268	12 人	337
行動援護		時間	/ 人	時間	9 人	時間		時間
重度障害者等包括支援				i ! !		i i i i		

- ・居宅介護事業者の提供状況は、平成18年10月時点で身体障がい者向けの事業所7件、知的 障がい者向けの事業所5件、児童向けの事業所5件、精神障がい者向けの事業所5件となっ ています(町外事業所含む)。
- ・新サービスの提供に向けて、指定障がい福祉サービスの事業の実施意向や移行時期等の情報 収集に努めます。
- 事業者の参入を促進し計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。
- ・ホームヘルパー等に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供される ように働きかけます。

#### (3) 日中活動系サービス

常時介護を必要とする障がい者に対する施設での専門的な介護サービス、障がい児が通えるサービス、介護者が病気の場合などの短期入所の場など、日中も安心して生活できる介護サービスの充実を目指します。

また、機能訓練や生活訓練の場を提供するとともに、障がい者の就労支援にも取り組みます。

表Ⅲ-6:日中活動系サービスの種類

事 業 名	事 業 の 内 容
	O介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等
①短期入所	へ短期間の入所が必要な人が対象となります。
(ショートステイ)	〇短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を
	行います。
	〇常時介護を必要とする人が対象となります (18 歳未満につ
	いては児童福祉法に基づく施設給付の対象となります)。
②生活介護	〇事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の
	支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービ
	スを行います。
	〇医療を要する障がい者で常時介護を要する人が対象となり
③療養介護	ます(18歳未満については児童福祉法に基づく施設給付の
	対象となります)。

		〇主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養				
		上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の				
		サービスを提供します。				
		〇障がい児が対象となります。				
④児童デイサービス		〇通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団				
		生活への適応訓練などのサービスを提供します。				
		〇地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等				
		のため、支援が必要な人が対象となります。				
⑤自立訓練		〇自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定				
(機能訓練・生活訓練	東)	められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等				
		を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な				
		訓練等のサービスを提供します。				
		〇一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が				
		見込まれる障がい者が対象となります。				
⑥就労移行支援		〇定められた期間、事業所における作業や、企業における実				
<b>①</b> 机力物1] 文版		習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支				
		援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービ				
		スを提供します。				
		〇一般の事業者に雇用されることが困難な場合に、事業所内				
		において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者が対象と				
	Α型	なります。				
		〇一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指				
		導や訓練等のサービスを提供します。				
   ⑦就労継続支援		〇企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があって、年齢				
ショッピップ 中陸中央に入 1及		や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者や、				
		就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業				
	B型	(A型)の雇用に結びつかなかった障がい者が対象となりま				
		す。				
		〇雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就				
		労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。				

表Ⅲ-7:日中活動系サービスの見込み量

E /\		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
区分		実利用者 数	見込み量	実利用者 数	見込み量	実利用者 数	見込み量	実利用者 数	見込み量
短期入所 (ショートステイ	15 人	15 人日	16 人	18 人日	17 人	21 人日	20 人	25 人日	
生活介護	2人	15 人日	2人	20 人日	3 人	37 人日	43 人	925 人日	
療養介護	療養介護		一人	一人	一人	7人	7人	8人	8人
児童デイサービス		一人	一人日	一人	一人日	一人	一人日	一人	一人日
自立訓練	機能訓練	一人	一人日	一人	一人日	一人	一人日	1人	22 人日
日立訓練	生活訓練	一人	一人日	一人	一人日	一人	一人日	2人	44 人日
就労移行支援		一人	一人日	一人	一人日	一人	一人日	2人	44 人日
就労継続支援	A型	3人	66 人日	3人	66 人日	3 人	66 人日	4人	88 人日
<b>孙力 州空州北义 1</b> 发	B型	2人	44 人日	2人	44 人日	2 人	44 人日	24 人	528 人日

- ・新サービスの提供に向けて、法定施設の指定障がい福祉サービスの事業の実施意向や移行時 期等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・障がい者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。
- ・今後は、職場の開拓(企業の受け入れ態勢)、職場での定着支援、地域の方々への障がいや 障がい者理解の啓発、四万十公共職業安定所、高知障害者職業センター、障害者就業生活支 援センター等との連携、地元企業への障がい者受け入れに対する啓発、事業所どうしの情報 交換の場といった課題について、福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体 制を検討します。

#### (4) 居住系サービス

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行 の促進に努めるとともに、夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設 入所支援の充実を目指します。

表Ⅲ-8:居住系サービスの種類

事 業 名	事業の内容
	○生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的
	障がい者、精神障がい者で、地域において自立した日常生
①共同生活介護	活を営む上で食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必
	要とする人が対象となります。
(ケアホーム)	〇家事等の日常生活上の支援、食事、入浴、排せつなどの介
	護、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整な
	ど必要なサービスを提供します。

	〇就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知
	的障がい者、精神障がい者で、地域において自立した日常
②共同生活援助	生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な場合に
(グループホーム)	対象となります。
	〇家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や
	関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。
	〇生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、
③施設入所支援	日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食
(障害者支援施設での	事の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等
夜間ケア等)	を実施します(18 歳未満については児童福祉法に基づく施
	設給付の対象となります)。

表Ⅲ-9:居住系サービスの見込み量

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活介護 (ケアホーム)	7人	7人	8 人	18 人
共同生活援助(グループホーム)	3 人	3 人	3 人	7人
施設入所支援 (障害者支援施設での 夜間ケア等)	0人	0人	1人	31 人

- ・ケアホーム、グループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。
- ・精神障がい者のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人 や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- ・新サービスの提供に向けて、法定施設の指定障がい福祉サービス事業の実施意向や移行時期 等の情報収集に努めます。
- ・行政とサービス提供事業者との連絡会を設け、意見交換を行い、障がい福祉サービスの円滑 な供給に努めます。
- ・住民の地域生活移行時には、空き家等の情報提供や周辺住民の理解を促進します。

#### (5) 地域生活支援事業

身体障がい、知的障がい、精神障がい等の障がいのあるすべての人が、地域の中で、様々な情報の提供や相談・支援を受けながら、積極的に外出し、地域の人々と交流し、生きがいをもって生活できる社会が求められています。

地域生活支援事業では、町が実施主体となり、地域における相談・支援や、移動・コミュニケーション支援等の充実を図るとともに、地域活動支援センター等の活動と交流の場の拡充を図ります。

表Ⅲ-10:地域生活支援事業の種類

事業名	事業の内容
	〇障がい者や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情
①相談支援	報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者
	等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう支援
	を行います。
	〇障がい福祉サービスを利用しようとする身寄りのない重度
②成年後見制度利用支援	の知的・精神障がい者の成年後見制度利用を支援します。
<b>公水干区元帅汉</b> 和77人及	〇申し立てを行ううえで必要な登記手数料や鑑定費用等の経
	費、後見人等への報酬の全部又は一部を助成します。
	〇聴覚、言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに
③コミュニケーション支援	支障がある人が対象となります。
	〇手話通訳者、要約筆記者の派遣等による支援事業を行いま
	す。
40日常生活用具給付	○重度障がい者の日常生活上の便宜を図るために、日常生活
	用具の給付を行います。
⑤移動支援	〇社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため
	の外出の際の移動を支援します。
⑥地域活動支援センター	○創作的活動、生産活動の機会等を提供し、社会との交流等
◎地域沿到又限とファ	を促進します。
⑦訪問入浴サービス	○家族等の介護によっても居宅における入浴が困難な身体障
	がい者に対し、居宅での入浴サービスを提供します。
	〇就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している又は、身
⑧更生訓練給付	体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支
	給します。
9生活支援	〇社会参加への促進を図るため、パソコン教室などを行いま
<b>⑤工作文版</b>	す。
⑩日中一時支援	〇日中における活動の場を確保し、障がい者の家族等の就労
	等を支援します。
①生活サポート	〇介護給付決定者以外の人に対し、日常生活や家事に関する
サエルフバー	支援を行います。
⑪自動車運転免許取得	〇自動車の免許取得や改造によって就労等社会参加の促進が
・改造助成	図られる人に対し、助成を行います。
	〇障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、専門職員(精
⑬経過的精神障害者	神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤
地域生活支援センター	との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、
「かけはし」	障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行いま
	す。(平成 19 年 3 月までの経過措置)

表Ⅲ-11:地域生活支援事業の見込み量

E /\	平成 1	8 年度	平成 19 年度		平成 2	0 年度	平成 23 年度	
区分	実施見込 み箇所数	利用見込 み者数	実施見込 み箇所数	利用見込 み者数	実施見込 み箇所数	利用見込 み者数	実施見込 み箇所数	利用見込 み者数
相談支援	2 箇所	_	2 箇所	_	2 箇所	_	3 箇所	_
成年後見制度利用支援	1 箇所	_						
コミュニケーション支援	_	3 人	_	3 人	_	4 人	_	5 人
日常生活用具給付		29 件		56 件		57 件		58 件
移動支援	1 箇所	1人	2 箇所	2 人	2 箇所	3 人	3 箇所	4 人
地域活動支援センター	_	_		_	_	_	_	_
訪問入浴サービス	1 箇所	2 人	1 箇所	2 人	1 箇所	3 人	1 箇所	3 人
更生訓練給付	_	1人		2 人	_	2 人	_	2 人
生活支援	1 箇所	20 人						
日中一時支援	3 箇所	6 人	4 箇所	8人	4 箇所	15 人	5 箇所	20 人
生活サポート	2 箇所	1人	2 箇所	1人	2 箇所	2人	2 箇所	2人
自動車運転免許取得 · 改造助成	_	2人	_	4人	_	4人	_	4人

- ・障がい者の抱える多様な問題に対し適切できめ細かな対応ができるよう、地域生活支援事業 にかかわる人材の確保と育成に努めます。
- ・相談支援体制については、土日の対応も求められることから、直営だけでなく委託も含めて 検討し、休日や祭日、夜間も対応できる体制の検討を行います。
- ・コミュニケーション支援については、社団法人高知県聴覚障害者協会及び特定非営利活動法 人高知県難聴者・中途失聴者協会に委託して事業を行います。
- ・日常生活用具給付、移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、生活サポートについては、 利用者に負担をかけない現物給付で行うこととし、事業者が黒潮町へサービス提供事業所を 登録することにより、サービスの提供を行います。

## 第IV部 計画の推進

### 1 計画の進捗状況の管理・評価

障がい者計画は、本町における今後6年間の長期的な障がい者福祉施策に関する基本計画であり、 計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等のさまざまな分野にわたって います。

このため、健康福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障がい者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画に基づく施策を推進するため、「黒潮町障がい者計画委員会」において、本計画の進捗状況について評価を行い、意見を聞くこととします。

さらに庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めます。

なお、計画の進捗状況については、住民に公表し、進行管理の透明性を図ります。

## 2 サービスを利用しやすい環境づくり

#### (1) 障がい福祉サービス等についての情報提供

保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がい者が生活していく 上で必要な様々な情報を容易に入手交換できるよう、個々の障がいの状態に応じた効果的な情報 提供に努めます。

#### (2) 支給決定における公正・公平性の確保

支援の必要の度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の 透明化・明確化に努めます。

#### (3) ケアマネジメント体制の確立

障がい者が自立した社会生活を送ることができるよう、障がい者の意向を尊重した一人ひとりの生活に必要なケアマネジメント体制の確立に努めます。

#### (4) サービスの質の向上

利用者が適切なサービスを選択することができるよう、事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努めるなど、サービスの質的評価を行うことができる環境づくりに努めます。

#### (5) 低所得者への支援

障害者自立支援法においては、サービス利用料は原則として1割の応益負担を基本としており、 利用料の負担増が見込まれますが、低所得者に関してはサービス利用の抑制につながることのないよう所得に応じた負担上限額が設定されています。

#### (6) 地域生活支援事業における利用者負担の軽減

地域生活支援事業の利用者負担は、障がい者の負担が重くならないように、介護給付や訓練等給付と地域生活支援事業の移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、生活サポートの利用者負担の合計額が障害者自立支援制度の負担上限額を超えないように、利用者負担を引き下げる措置を行います。

また、日常生活用具給付の自己負担についても、補装具給付費と日常生活用具給付の利用者負担の合計により、前段と同じ考えで日常生活用具給付の利用者負担額を決定することとします。

## 3 関係機関・団体との連携

#### (1) 住民や関係団体との連携

本計画を推進し、障がい者のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

#### (2) 国・県との連携

障がい者施策の多くは国や県の負担(補助)事業であり、本計画を推進するためには、国や県 との連携が不可欠です。

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に 提言や要望を行っていきます。

# 付録 資料編

## 用語解説

#### ※1 ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として普通の生活をおくるため共に暮らし、共に生きる社会こそノーマル(通常)だという考え方。障がい者などが社会から隔離されて保護されるのではなく、地域社会の中で、共に生活するのが当たり前であるという、障がい者福祉の基本となる理念。

#### ※2 バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

#### ※3 ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア (障壁) に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

#### ※4 インフォーマルサービス

フォーマル (制度的) サービスに対比し、制度化されていない多様な形態のサービスを総称したもの。具体的には、近隣や地域社会、ボランティア、非営利活動団体などの行うサービス。フォーマルサービスは公的機関の制度に基づいて実施され、社会福祉サービスの基幹的な部分を形成するが、一定の基準によるため画一的な面が強くなる。これに対し、インフォーマルサービスは、個々の利用者のおかれている環境やニーズをふまえた機動性のある弾力的なサービスを提供することができる。

#### ※5 ジョブコーチ

職場適応援助者。作業効率やコミュニケーション等の課題を改善し、障がい者が職場に円滑に適応できるよう、就職前後を通じ、職場に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言を行う。

#### ※6 ニュースポーツ

今までのスポーツ競技の道具やルールを簡単にして、年齢や体力に関係なく誰でも気軽にできるようにしたもの。 スポーツの原点である「楽しさの追求」を理念に掲げて考 案されている。

## 黒潮町障害者計画委員会委員名簿

	区		分		氏	名	役 職 名 等	備	考
	学 識 経 !	験		浦田	信	黒潮町民生児童委員協議会 会長			
学			者	国 見	務	大方地区区長会 会長			
					大西	冨 美	くじらボランティアグループ 会長		
					都築	登	黒潮町身体障害者連合会 会長		
障	ઝડ	۷١	<b>≠</b>	<i>k-k-</i>	矢 野	貞 夫	身体障害者相談員		
	//-	ν,	1	守	秋田	千幸	知的障害者相談員		
					小永	博 子	精神障がい関係者		
					森本	孝 夫	大方誠心園 園長		
障	がし	\ 者	福	祉	金子	章一	大方生華園 園長		
従		事		者	浜 田	憲一	共同作業所ニコの種 所長		
					福留	睦代	黒潮町社会福祉協議会 事務局長		
行	政	関	係	者	中平	誠 子	幡多福祉保健所 障害課長		

# 黒潮町障がい者計画黒潮町障がい福祉計画

平成19年3月発行

### 発 行 黒潮町役場

大方総合支所 健康福祉課

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 2019 番地 1

TEL (0880) 43-2116

FAX (0880) 43-2788

#### 佐賀総合支所 町民課

〒789-1795 高知県幡多郡黒潮町佐賀 1092 番地 1

TEL (0880) 55-3112

FAX (0880) 55-3850

URL http://www.town.kuroshio.lg.jp/